

田中正造研究-直訴にみる政治システム認識と天皇観-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2009-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小西, 徳應 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/5633

田中正造研究

——直訴にみる政治システム認識と天皇観——

小西 徳 應☆

Tanaka Shozo and His Direct Appeal to the Emperor
——His Perception on the Emperor System and the Political System——

Tokuou Konishi

研究史と問題の所在

1901（明治34）年12月10日、代議士を辞して問もない田中正造は天皇に対して直訴をおこなった。この直訴は、前稿で指摘したように、足尾鉍毒事件を分析するさいにも、田中の思想的展開（とりわけ谷中村入り後のそれとの対比において）を論じるときにも無視できないものである¹⁾。けれども田中正造・足尾鉍毒問題に関する著作がたくさん存在するにもかかわらず、直訴問題に関しては、これから見るいくつかをのぞけば、そのほとんどは田中が直訴をした事実をしるすにとどまっている。それらのなかでも直訴の背景にまで言及しているものはさらに少なく、しかもその背景として、いわゆる「亡国演説」、川俣事件以降の被害民による運動の状況、あるいは議員辞職との関連など、かぎられたものをあげているにすぎない。いまから紹介する小松裕が指摘したように、直訴を「鉍毒事件の側面からのみ捉え」るものが少なくなかったことはまちがいない。

いいかえれば直訴問題が、田中正造・足尾鉍毒事件研究だけではなく、近代天皇制の問題を考えるうえにおいても、さらには広く政治史や思想史の研究上でも、注目すべき一大事件であったにもかかわらず、田中がどのような考えのもとに直訴にいたったのかについてはほとんど言及されていない。当然のことながらそこでは、直訴の原因、直訴の戦略・戦術的位置づけ、ならびに直訴によって獲得しようとした成果に対しても十分な注意が払われていない。その理由としては、1. 直訴にいたったことを自然なことと受けとり特別な関心をよせなかった²⁾、2. 直訴したいが勝手な思索はもちろん感懐さえも抱かせないほどの大事件だった、3. 直訴がみずからの生命の危険をかえりみずおこなわれた壮挙であり論評の対象たりえなかった、4. 直訴のあと鉍毒被害に対する新聞報道や演説会が活発になり直訴後の状況に関心が移った、5. 直訴後ほどなくして田中が谷中村入りすることからその思想と行動に論点に移った、などをあげることができよう。また足尾鉍毒事件の文脈のなかでは、直訴後4カ月ほどして内

☆政治経済学部専任講師

閣に第二次鉍毒調査会が設置され、最終的には谷中村の買収に向かって政府が動きはじめたことも指摘しておく必要がある。

ところで、誤解を恐れずにいえば、直訴は各人の問題意識によっていかようにも解釈できる問題である。以下に見ていくように、少なくともこれまでは自由に解釈されてきことは間違いない。田中自身が直訴の理由を明確に述べていないこともあり、決定的な証拠がなかったからである。くわえて、とりわけ田中の日記にはごく短い文章（時には単語や句だけ）で書かれることがしばしばあるため、多様な解釈をますます可能にしてきた。このような段階にとどまるかぎり、田中の思想も、足尾鉍毒問題における直訴の意味も十分に明らかにされてきているとはいえない。

以下では、研究史上、直訴がどのようにとらえられてきたかを見てみる。ただし各人の問題意識によって評価（直訴の背景とされるものや目指す成果など）がかなり異なっているため、また記述の分量に大幅な差異があるため、ここではあえて論点にしたがった整理・分類はしない。このことは逆に、いかにこれまで多様な認知がなされてきたかを明らかにすることとなろう。

雨宮義人は、田中の帝国議会での発言を引用しながら論をすすめる、つぎのように書いている。「『国賊が今日の政府を取って居るといふ事が愈分りました以上、其の事に決心しなければならぬのでございます』その事に決心するのが、残された、唯一の道となって、現われて来たのではなかったのか。それから先は、どうするかといえば、私には判らないとするこの昏迷、そして、現実には答弁せずという冷酷な政府大臣の態度、正造にあるものは、上に天皇、下に臣民、上と下との間にあつて、その間の和を致す為政者の三者のみであるとするならば、——そして、かの出流岩船拳兵への参加の志が、無言の調べを奏でつづけている正造であつてみれば、いま代議士も辞して、一草莽の民草として、この亡国の運命を先憂するおもいの到る方は、何方であろうか。しかも正造は、十年鉍毒問題の奔走で心身共に疲れている。尚江も記し、自らも訴えているように、憔悴し果てた老正造、ただ一つ、かき残る火の如くともる六十一歳の老齡の生命が、昏迷と憔悴の果て決意するもの、その残る生命一つを、最後のものを捨てて、その祈りと願いをききとどけられんと求める方こそ、ただ一つ。ここまでもおもいつめれば、すでに情勢を離れ、ただその機会を求めるのみ⁹⁰と。かなり情緒的な表現が目立ち、天皇の位置づけも明確ではないが、亡国状況（鉍毒問題を通して明らかになったものであり、この問題もふくむと考えられるが）をただすことを目的として、また田中をとりまく政治状況もあり、心身的にも、追いつめられた状況のなかで直訴におよんだとしている。

林竹二は、田中の議会活動から説きおこし「彼が議員をやめたのは、政治というものあるいは議会というものが、人民にとって死活的な重要性をもつ問題の解決に何の役にも立っていないという以上は、もはや彼は議会に止まることはできない、という考え方をしているのです、それで、彼はそこで政治を捨てるわけですが、議員を辞めた後、なお一つ、政治的行動に出た。それが直訴です。」と記している⁹¹。直訴＝政治活動と規定をしているが、その政治活動が具体的にどのようなものかという、直訴のねらいやその手法の意味などについてはまったく言及がない。

遠山茂樹は、直訴を「窮余の策と私は考えることはできなさい」と述べ、「議員辞職後34・35年の

明治大学社会科学研究所紀要

活動は、知識人、宗教家、学生、婦人の支援組織の結成と行動のためにはきわめて積極的に」おこなわれており、直訴は「亡国という情勢判断から生れていた」ことをその理由として、つぎのように結論づけている。「私の直訴事件についての理解は、あまりにも意図的・計画的に考えすぎているとの批判をうけるかもしれない。通説は、正造の純粹で衝動的な性格のあらわれだと見るのであるが、私にはそうした一面のあることも否定しないが、他面で存外計算のある見とおしをもつ、正しい意味での政治家的資質を、その書いたもの全体から感ずるのである。自由民権運動のきびしい風雪に耐えてきた経歴は、それだけの素質を育てあげていたにちがいない」⁹⁰と。遠山は明確に述べているわけではないが、世論形成にこそ直訴の真のねらいがあったという。だがこの結論が田中の直訴後の活動も根拠にしたものであるため、その「直感」は、結論としては筆者も賛成するものだが、いま一つ説得力に欠ける。直訴のさいに田中が殺されていればそうした活動はありえようがなかったからである。

田村紀雄はつぎのようにいう。「正造はこれまで数十回、議会内で天皇へ直接請願する機会は、あったはずである。今回もつい二ヵ月前に議員を辞職していなければ、成功裡に奏文を天皇へ渡すことができたであろう。それをなぜ、議員を辞し、一市井の老人として成功率の小さい直訴を敢行したのであろうか。しかも生命の危険を冒してまで。正造には、佐倉宗五郎のイメージがあったのではないか。上京した農民のかなりの人数が成田の佐倉を訪ねて帰村しているし、農民が正造を宗五郎に擬制することを正造はもっとも喜んだ。正造を義人と称した一因でもある。直訴はしたがって、直訴文を天皇の手許に届けることは二義的な目的であり、ねらいはむしろ直訴という行為そのものにあったと見るべきだろう。その点では、正造の行為と効果は計算どおりであったと見るべきであろう」⁹¹と。「直訴という行為そのもの」に計画性があったというのだ。だが田中が念入りに奏文に手を入れた事実をふまえると、「天皇の手許に届けることは二義的な目的」であったと簡単に断定してしまうことはできないのではないかと疑問が生じる。

中込道夫は「田中の天皇直訴を、(1)彼の革命的的人民思想、(2)田中正造の足尾鉍毒事件に捧げつくす、その論理的帰結、心理的・心情的帰結、(3)政治家としての責任倫理の行動化としての帰結という視点、さらに(4)それが見事に計算しつくされた戦術・戦略的視点からの帰結であったとみたいし、従来のような『天皇直訴』にまつわる哀訴的イメージを打破したい」とのべ、分析をおこなっている。そのなかで「正造の天皇直訴は、すべてを足尾鉍毒に賭ける己れの主体的行動による対抗権力構築のための捨石であり、この延長弾着地に天皇も存在していたのであった。」「基本的には人民、すなわち被害民に対して政治責任をまっとうする極限志向が天皇直訴であったといいうる。」「天皇直訴の直接的な起因の一つは『川俣事件』の経過のなかにあったのではなからうか」と記している⁹²。重層的な理由があったというのだ。なおここではなぜ天皇を対象としなければならなかったかについては述べられていないが、別の場所ではつぎのように書いている。「天皇直訴は正造にとってはやむにやまれぬ心情でもあったが、同時に国体否認論理の帰結でもあった。心情的問題でもあり論理的問題でもあった。(中略)正造は請願権は人民の権利であり、この権利は、神聖にして侵す可からざる天皇も当然対象になりうるし、その権利が官権によって圧せられればられるほど天皇はその責任があるはずであると考える。——直訴は神格天

皇に対するものではなく地上の責任ある大日本帝国憲法下の大権をもつ天皇に対してのもので、そこにははっきりと責任の追及が感じられる⁹⁾というのだ。これらを総合してみると、きわめて興味深い指摘が数多くなされているといえるが、はたして「国体否認論理」をもっていたのか、天皇への「責任の追及」があったのかなどについては十分な吟味が必要であろう。

東海林吉郎は、田中にとって直訴は純粹に「戦略」的なものだったと主張する¹⁰⁾。菅井益郎との共著のなかではつぎのように書いている。「田中は、第四回大挙東京押出しが弾圧によって挫折したため、達成しえなかった課題を担うものとして、密かに天皇への直訴を決意していた。だが田中のそれは、天皇の慈悲にすがって鉍毒事件の好転をはかろうなどというものではない。天皇への直訴という社会的な衝撃をねらい、それによって報道機関を動員し、世論の沸騰に点火し、川俣事件以降の退潮過程をたどる鉍毒反対闘争の活性化をはかるとともに、政府の譲歩、転換を引きだそうとするものであった¹¹⁾と。東海林による一連の論文は、直訴にいたる計画過程を分析することで田中の戦略性を展開し、その後の研究史に大きな影響を与えることになった。たとえば由井正臣¹²⁾や山本武利¹³⁾は、東海林の考え方を受容しているか、同様の考え方をしている。

これらに対し、近年、直訴問題に焦点をあてて分析をおこなっている小松裕は、つぎのようにしている。「田中正造の天皇観から直訴を照射してみると、(中略)思想的動揺・転換期において、立憲政治に対する失望の深まりからと、鉍毒被害の深化を前に、被害民の早急な救済を求める気持ちからと、二つの流れから天皇観の昂進現象が際立って見られたことが指摘できる。その意味で、これまでのように直訴を鉍毒問題の側面からのみ捉えることは誤まりだと思う。それと同時に、立憲政治の機能回復＝憲法の蘇生という観点からも直訴を捉える必要があることを強調しておきたい。¹⁴⁾」正造は、『九重の雲深き辺りには斯くまでの事件も御上間に達せず』(中略)と判断したからこそ、『最後の手段』として直接訴えるという非常行動に出たのである。そして、『直訴状』において『帝国憲法及び法律を正当ニ実行』(中略)せしむることを天皇に要請しているように、被害民の救済を求めることが、同時に、憲法第二七条(私有財産件)や日本鉍業条例(鉍業停止条項)などの『正当』な実施を通じた憲法の蘇生、人権の保障、立憲政治の機能回復をはかることであったことを、私は重視したい。そうしたことも含め、全体として、第九条による勅令発行と内閣員の督責という天皇の行為が期待されていたのではなかろうか¹⁵⁾。小松が主張していることは、いまみてきたように、漠然とした形では多くの人たちによって唱えられてきたことだが、きわめて明確な形で指摘されたことに意義があった。なお小松は別稿で、「直訴の目的が世論喚起と鉍毒反対運動の活性化にあったことは間違いないとして、そこに天皇への期待があったかどうか……。東海林論文が発表されてから、直訴の目的については、ほぼ東海林説が踏襲されてきた。しかし、東海林氏が正造に天皇への期待がなかったとするのは、正造が一貫して天皇の存在を否定していた共和制論者であったという、氏独自の正造像に基づくものなのである。だが、正造の生涯をながめわたしたとき、こと直訴に至る時期に神話的な天皇観が異様に高揚していることが、史料的にも確認できるのである。とすれば、何らかの期待があってもおかしくはないのではないか。そのように考えた私は、正造は天皇に対して勅令を發布して被害民を救済することを求めたのではないか、という仮説

を、正造が残した史料をもとに提出したことがある」¹⁰とも述べている。

以上からわかるように、一部繰り返しになるが、論者の問題意識によって使われる史料やエピソードはもちろん、1. 直訴を必然化する足尾鉍毒事件における背景・原因、2. 田中の個人的事情（政治的・身体的理由）、3. 田中が天皇に求めるもの（期待・責任追及など）、4. 田中が直訴そのものに求めるもの（世論喚起・亡国状況の打破など）に対する評価やとらえ方が大きく異なっている。史料の「不完全さ」（史料の多様さとその一つ一つがいろいろな解釈を可能にするという意味で）が、論者のさまざまな問題意識や評価と一緒にあって、数多くの組み合わせを作りだしてきたわけである。

可能性としてみるかぎり、いま見てきた主張の多くは安易に否定されるべきではない。人が何かの行動をするときは複数の動機を持ちうるし、運動をすすめるうえで（それが困難なものであればあるほど）、求める成果も、将棋の「大手飛車」のように最善と次善（ときには三善、四善）を志向するのも当然だからである。

だがそれぞれについて簡単に言及したように、「動機」や「背景」を部分的に説明しただけのものや、十分な説明がないため説得力に欠ける論が少なくない。たとえば、何人かがすでに指摘しているような、世論喚起を目的とし、これをもっとも有効ならしめるために直訴におよんだとしたばあい、はたして田中は世論の盛りあがり最終目的である鉍業停止が実現できると考えていたのかとの疑問が生じてくる。直訴以前に世論は何度か盛りあがり、直訴直前においても新聞や講演会などを通して鉍毒反対運動はひじょうに活発になっていた。直訴によってこれを一段と強化しようとしただけなのだろうか。議会で執拗なまでの追求をおこなった田中が、世論だけで問題が解決されると考えていたとは筆者には想像しがたい。こうした疑問は同時に、天皇への「期待」はどのていどのものだったのか（あるいは期待はなかったのか）、また議員辞職との関連はどうだろうかとの疑問にもつながる。「王手飛車」のような、重層的戦略・戦術的志向はなかったのか。もっと多面にわたる、相互に合理的説明が可能な理由が提示されなければならない。

ところで前稿で指摘したように、既存の研究には史料の誤読や重要なセンテンスの見逃しと考えられるものが少なからずある。見逃しのもっとも顕著な例として、直訴から1週間ほどたった12月18日に田中が妻のカツに宛てた手紙の一部を見てみる¹¹。

正造ハ今よりのちハ此世にあるわけの人にあらず。去る十日に死すべき筈のものニ候。今日生命あるのハ間違ニ候。誠に無余儀次第ニ候。当日ハ騎兵の内一人馬より落ちたるものなれば、此間違もなくして上下の御ため此上なき事に至るべきに、不幸にして足弱きために今日まで無事ニ罷存候。此間違ハ全く落馬せしものありての事ならんとも被考候

正造が死を賭して直訴をおこなったこと、さらには新しいとり組み（谷中村入り）の前触れともなる内容から、これまで何度も引用されてきた、田中正造・足尾鉍毒事件研究のなかではもっともよく知られている史料の一つである。だがいましるしたことは史料の前半からわかることで、管見のかぎり、それに

つづく「上下の御ため此上なき事に至るべき」という個所にはまったく注意が払われてきていない。

当時の田中の用法からすると、「上」が天皇をさすことはまちがいない（第3章第3節2参照）。「下」は人民、すなわち直訴当時の田中の用法では臣民およびこれに含まれる鉱毒被害民である。直訴がうまくいったなら、天皇と人民・被害民に「この上ないこと」になったというのだ。たんに「下」だけではなく、天皇にとっても良かったはずだという点は十分に注目されなければならない。もちろん現段階ではこれ以上のことを示しているわけではない。だが、本論で述べることとあわせると、この部分が意味するところはきわめて大きい。なお当然のことではあるが、手紙のこの部分は天皇が直訴文を無視するのではなく、何らかの行動をすることを前提としている点も指摘しておく。

いまの段階では限られたものではあるが手紙が意味するこれらのことをふまえると、多くの論者から仮説として提示されたままになってきた問題に一定の評価を与えることができるとともに、直訴にかかわる他の史料の読み方も変わってくる。これによって、直訴に込められた「意図」、およびそれが持つ「意義」がいつそう明確になってくるはずである。

そこで本稿では、なぜ天皇に対して直訴をおこなったかを明らかにすることを課題として、田中にとって天皇はどのような存在であったのか、つまり彼の政治思想、より具体的には天皇を含む国家の権力構造（立法・司法・行政など）をどのようにとらえていたのかをさぐることにする。第1章では、直訴の原型として「六角家私奸運動」を分析する。この闘いは、田中がはじめて経験した政治闘争であるばかりでなく、田中や農民たちがとった闘争パターン（戦術や要求事項などとともに、その前提としての権力構造の認識をふくむ）がじつに興味ぶかいからである。第2章では川俣事件に発展することになる、第4回の大学請願運動（押出し）を分析する。それまでの3回の押出しと異なり、田中が全面的にかかわったこの運動は、議員歳費辞退や議会での演説内容などとあわせてみると、田中が当時なにを問題ととらえていたかを明らかにしてくれる。また川俣事件の裁判過程を見ることで、田中の権力認識がいつそう明確になるはずである。第3章では、川俣事件以降における被害農民たちの運動の状況をさぐるとともに、いま見た妻への手紙の前提となる田中の天皇観について分析する。これによって直訴を必然化する条件が明らかになる。さらには直訴状そのものも分析する。これらによって彼の天皇観・権力構造認識が説明されるはずである。

なお以下では、根拠の乏しい推論を避けるため、田中の帝国議会における主張や日記や書簡などにあらわれた「真実」にしたがい論をすすめることにする。このため引用（とくに『田中正造全集』。以下『全集』と表記し、巻数と必要におうじて頁数を付記する）が多くなることをあらかじめ断っておきたい。また本稿中の引用史料・文献は、煩雑になることを避けるため、その旧漢字を新漢字に改めるとともに、付点をとりのぞくこともあわせて断っておく（したがって引用文の付点はすべて小西による）。

第1章 六角家私奸運動

第1節 六角家私奸運動の推移

六角家私奸運動とは、一般的には「六角家騒動」として知られている⁸⁾。この運動が目指したものは、領主・六角家の政弊改革、および六角家の用人らに破壊された村内の自治慣行の回復であった。これは幕末期の1863（文久3）年末から明治初年にいたるまでつづけられ、六角家領地のうち下野国にある7村が参加し、20歳代の田中正造が名主としてかかわっている。運動の経過は、「読売新聞」に1895（明治28）年9月1日以降、計58回にわたって連載された「田中正造昔話」（以下、「昔話」）のなかに「六角家私奸始末」（9月4日から計14回）と題して紹介された（『全集』第1巻）。

もちろんこの「昔話」は後年に書かれたものであり、田中が思想を深化させるにしたがい新しい概念を身につけ、これによって表現方法が変化したことが考えられるため、新聞中にあらわれた用語や論理を私奸運動当時のままのものとして受けとるには注意を要する。だがその内容はじつに興味ぶかい。この闘いのなかでみせた戦術や論理、行動パターン、さらには田中自身が思い描いていたリーダー像を試みることにする。

なお、数は多くないが、この私奸運動にそのごの鉅毒問題への対処のし方の原型・類型を見出した著作や研究はこれまでもあった⁹⁾。けれどもこの運動にみられた闘いぶりは、田中のそのごの政治運動（県議会議員時代の活動もふくめて）に見られるにどどまるだけではない。まさに「直訴の原型」といえるものだったのである¹⁰⁾。

この「原型」を浮き彫りにするためにも、長くなるが「昔話」にそって、田中正造と父・富蔵、および農民指導者に注目してこの運動の経過を概観しておきたい（引用文のあとに付したアルファベットは筆者）。

1862（文久2）年に林三郎兵衛が六角家の筆頭用人となり、その一派が主家の財産を私しようとしたことに問題は端を発した。林はまず12歳の幼君が結婚するにさいして屋敷の普請をおこなおうとした。業者からの賄賂（工費の3～5割が当時の相場）を受けとることをねらったのだが、この普請は名主・正造と割元・富蔵、および用人・土屋らの反対によって見合わせになった。だがこのことで復讐心をもった林らは、農民と富蔵の離間策をめぐらし、ついにはそれまでは自治的慣行によって公選されていた名主グループに自分たちが選んだ官選の者を入れたのであった。これに対し正造は「大に領主に向て糺す所あらむ」としたところ、富蔵から「汝其位にあらずして其政を議するの癖あり、甚だ善からず、縦令林等如何なる悪計を運らすも、上に明君の在るあり、汝謹で復た議する莫れ」（A）と戒められた。この忠告に納得できない正造は、富蔵の不在を見計らい、領主に上書をしたためた。その趣旨は、「領内行政上の先例を擁護するの当然の職分なる所以を説き、林三郎兵衛の如きは先例を知らざるのみならず、往々破壊を企てむとするの為あれば、明君速かに大英断を下されむことを請ふ」（B）ものであった。この上書がもとで正造はただちに職を奪われることとなった。このため「村民等は之を以て奸党不法の処置に因せるものとなし、憤慨相率ゐて各処に集ひ、不穩の挙動に訴へて迄も」正造の「冤を解か

ずむば止まずとの議決をなして漸く江戸屋敷に迫らむとしたれば、屋敷も亦少しく悟る所やありけむ、
「復職の命は程もなく下」(C) ったのであった。なおこの間、正造は旅先の富蔵から「縦令自分は如何
様に相成候共殿様に御心配奉相掛儀は甚だ恐入候間善きも悪しきも只々御上の仰せに従ひ可被申候
云々」との手紙をもらうが、「父の此の説諭は毫も予が腑に落ちざるを以て一も其意に従ふこと」(D) が
できなかつた。

そのご領主の死去にともない林らは土木工事を竣工しおえるとともに、官選の名主たちに対して富
蔵・正造に辞表を出させることを求めた。腐敗の実態を知り、今後そのしわ寄せが自分たちにくること
を悟った官選名主たちは、私好運動をすすめるうえで、富蔵・正造に辞表を出すことをすすめる。「局
外の地に処せら」れることを望んで田中父子は辞表を出す。官選の名主たちがこの間の事情を他の名主
や百姓に話すと、「益々激昂し、一命に掛けても直訴に及ばむと迄繕め」(E) き、最終的に、政弊改革
の書を7百余名の農民の連署とともに江戸屋敷に提出するにいたる。だが正造らの辞表は却下され、し
かも政弊は改まらない。このため正造は農民たちに向かって現状の問題点をあげ、つぎのように語った。
「此の如き悲境に立至りたる所以のもの固より奸臣の罪惡に帰せざるべからずと雖仰も亦上に赫々の光
明ありて奸臣等の胆為めに寒きを致すの君主なきに因らずむばあらず伏して願ふ各位の力に依て恐れな
がら幼君へ御退隠を勧め奉り賢明なる第二の君を推戴して御家督あらしめ奉らむことを而して彼れ奸党
の輩は勿論之に附随せる佞人等を悉く門前払となし君側を清めて以て御家を泰山の安に置かむことは
是れ予が宿望にして又先君に対するの微衷なり」(E) と。さらにこれにつづけて、「我々の志は鉄石の如
し父子辞表を呈して今や却下せらるは恰是れ砂上に文字を画くが如し是れより後は只だ精神を頼むのみ此
辞表の如きは片時も予等の左右に置く可きものにあらず」(F) と、再度辞表を提出するにいたった。

団結をかためた農民たちは、「訴件及び戦略上の大将」「領内の参謀」「会計方」などの部署をもつ組
織をつくりはじめるとともに、運動指導者らは「徳川氏の時代領民領主を訴へて、勝を制したるの先例
なし、此処は一番奇計を運らすべきの点ならむと、(中略) 迂曲の道を取り、先づ領主の親族へ訴ふる
の方略」(G) をとることにした。というのも、領主の特権として自由に牢獄を作ったり裁判をしたり
することができ、運動が弾圧される恐れがあったのである。このため農民たちは林らと正面から対峙す
ることをひかえ、六角家親族への告訴、投書・貼訴などの運動を展開したのだった。この間、正造ら親
子は「間接に人心の収攬を力め、傍ら江戸屋敷に於ける正義派の団体を作らむと試み」(H) ていた。
父子は辞表の受理を催促していたが、これを認めると百姓らが激昂すると考えた林らは、留任の勧告を
するにとどまらず、正造を割元に昇進させることで懐柔しようころみたのであった。結果的には、辞
表が受理されない正造らが「一層激烈なる表(敢て辞表といはず)を上り」(I)、林らを攻撃したこと
からついには辞職が認められることとなった。

ところが林らは運動の指導者たちをつかまえようとしはじめた。農民たちが「棍棒鋤鍬の類」をもつ
て守ったため指導者のほとんどは難を逃れることができた。幕府が崩壊し当事者能力をなくすなかで、
運動の直接指導者たちは、東下してくる官軍に「言上」するにおよぶ。これによって林らはとらえられ
ることになった。ところが林たちは1ヵ月後釈放され、反対に運動指導者たちを投獄した。その同志た

明治大学社会科学研究所紀要

ちが殺されるかもしれないと考えた正造は、早急に水戸・天狗党の力をもって救い出そうとしたがはたせず、かわりに六角家の親族を経て、本家である京都・烏丸公へ「弾劾的嘆願書」⁹⁾を奏呈しようとした。「昔話」のなかで、記憶をたどりながら13項目を列挙している（ここに興味深い7項目を、便宜上番号をつけて抜き出しておく。第1項目以外は運動を直接指導した者たちが言上したものとほぼ同じ（J））。

1. 奸賊林三郎兵衛幼君を蔑如し御領分村々総代藤七藤吉兩人を捕縛入牢申付候は邪悪復讐にて此上如何なる残虐の処置致候哉難斗候事
2. 三郎兵衛時節柄を顧みず、幼君を欺き奉り御先代御質素を以て御貯被遊候大切の御用途金を以て無用の土木を起し候事
3. 御領分内苗字帯刀以下新に挙げらるゝ役人は選挙投票を以て御定め先例に有之候所三郎兵衛の取計を以て御専断に御領主より御申付被遊様相成候事
4. 旧来の名主・組頭・百姓総代・五人組中の高持等連署を以て数々御家政改革を願出候も御採用無之事
5. 故なくして名主茂市を入牢せしめ強て勝手の書面を取候事
6. 右の次第に付三郎兵衛以下関係の者共を嚴重御処分の上御当主様御暗君の趣に付奉恐入候得共御隠居被遊御次男様を以て御家督被遊度候事
7. 御親類様より御人選を以て役々御定め被為遊度候事

結果的には、この願書は烏丸公のもとへは届かず、かえって正造が捕らえられることとなった。これによって正造は「三尺立法」の牢に閉じ込められることになったが、最終的には新政府の裁きにより「一家残らず、領分永の追放」が命じられるにいたった。以上が経過である。

ところでこの運動中、正造は勤皇論者だと触れ回られたことがある。林らのはなつた農民と運動指導者たちの離間策の一つであった。幕末の関東では、水戸以外、「勤皇論を唱ふる者あれば、目して謀反人なりとするの風習」があったのである。この点に関し正造はつぎのように述べている。「一旦此うと思詰たる身の時に或は頭はれたる働きに於て前後相応せざるが如き個処もありなむ、出流山の拳に一朝の露と消え失せたる亡友の事を想ひやりては、我しらず勤皇論の本音を吹きながらも、幕府の腰抜侍等が陋態見るに足らざるものあるに遭ふては、自ら任じて火の如き佐幕派ともなる杯、一見妙に見えて正造には本領がないのかしらと思はるゝ節も多かめれど、其れには種々込み入りたる事情の存するありて、此の種の境遇を経来りたる人は容易に個中の消息を知悉すべければ、今敢て弁せず」（『全集』第1巻、32頁）と。第3章で分析をおこなう、田中の天皇観をさぐるうえで興味ぶかい内容である。

第2節 合法活動と「直訴」

いま概観した運動の推移をもとに、正造および運動を主体的に担った指導者たちが展開した運動の論理・行動パターンを見てみる。付言しておく、正造と他の指導者たちの論理展開や行動様式を判別することが困難な状況も少なくないことから、時代状況のなかで共有されていたものがかなりあったと想

像される。

1. 上書・弾劾的陳情書の提出

a 内容

正造および農民たちは問題の解決をもとめ、数度にわたり書状を提出している。ここではそれらに盛られた内容のうち、君主のありように関するものをのぞいて（第3節で詳述）、何が要求されているかを見てみる。

（B）が盛られた上書が示すように正造は、先例を擁護すべき立場の者がこれを知らないばかりか、しばしば先例を「破壊」として指摘している。いうまでもなく先例は、農民たちにとっては慣習法ともいふべき、一種の「法律」に他ならない。つまりそれは、自治的慣行もふくめて、自分たちの生活の安寧を守ってくれるものである。それが破壊された事実を指摘し、改善を求めたのであった。（B）が出された段階ではまだ、正造と林らの対立が鮮明になっていないため具体的な問題点の多くが明確になっておらず、正造が求めるものは大まかなものだが、先例擁護の要求をおこなったことには注目しておく必要がある。

つぎに（J）を見てみる。前節に紹介した弾劾内容はそれぞれつぎの点を問題視している。すなわち、1. 「邪悪復讐」として逮捕・拘禁に関する法的手続き、2. 「大切の御用途金を以て無用の土木を起し」たとして財政の破壊、3. 「役人は選挙投票を以て」選出されてきたにもかかわらず恣意的に選ばれたとして、選挙システム・自治的慣習の破壊、4. 「連署を持って御家政改革を願出候も御採用」がないと請願の無視、5. 「入牢せしめ強て勝手の書面を取」った自白の強要、である。つまり、法律・行政・財政・自治などにかかわる、広範な政治・統治システムが破壊されている現状を問題にしていたわけである。

b 提出先と表書き

いま見た内容の書状がだれに提出されたかを、書状の表書きとともに見てみよう。これらが正造や農民たちの権力システムをどのように認識していたかを示してくれるからである。

（B）は正造が領主に対して直接提出したものである。表書きが実際にはどのようなものであったかはわからないが、（I）からわかるように「表」と「辞表」を明確に区別していることを考え合わせると、「昔話」中にあるように「上書」と書いたと考えるのが妥当ではないだろうか。少なくとも、内容的にも、哀訴的な表記の上書きでなかったことはまちがいなからう。なお領主にこれを提出したことがもつ意味については第3節で述べる。

（J）について指摘しておくべきことは、これが六角家の親族の手を経て、京都にある本家に対し提出されようとした点である。先君の死去後、その後を継いだ君主が若いため、本家の力で改革をさせようとしたのであった。（G）が示すようにこれは他の運動指導者たちが考え出したものであるが、問題を改善しうる立場にある、より「上位」のものにアプローチしていくやり方は興味ぶかい。すなわち、まずは六角家そのものに解決をせまり、ついでその親族全般に対する訴え、さらには本家（京都）などというように進んでいく。正造ら農民たちは、問題をできるだけ小さい「システム」のなかで解決しよ

うとしているのだ。そこで実現できないときにはじめて、その問題当事者より一段「上位」のものに解決をせまる。いきなり数次「上位」のものには向かわない。あくまで一段「上位」のものにある種の「監督責任」を問うのである。同様のことは、幕府の力が弱まりそれに期待できなくなったこともあるが、問題解決のために農民等が「上位」の官軍に「言上」したことにのみとめることができる。

なお（J）の表書きに関しては、「昔話」中には「上書」とあるが、これも実際にどのように書かれていたかはわからない。ただ正造はその内容から「陳情的願書」とも「弾劾的嘆願書」とも書いている。しかし、前節で引用した個所以外の項目においても林らの不正の事実や問題の所在を明確に述べているだけであり、全13項目のうちで何らかの「願」「嘆願」の内容をとっているのは、現在の「暗君」に代えて次男に家督を継がせること、親戚が六角家を取り締まることを求めた点だけであった。それら自体が（過激な）要求に他ならず、そこには「陳情的」色彩は一切なく、まさに「弾劾」文に他ならない。もし田中や農民らが「上位者」が問題へ対処することが当然であると考えていたとするなら、内容も表書きも「陳情的」なものになるはずがない。

2. 運動様式

a 辞職問題

正造の辞職・免職問題について簡単にふりかえってみたい。管見のかぎりこの問題について言及した著作はないが、私奸運動が推移するなかで大きなカギとなったものの一つが、名主（および割元）の辞職・免職問題だったことに十分注意をはらう必要がある。

正造は領主に対し過激な「上書」を出したことを理由に免職となるが、農民たちが騒いだことですぐに復職する。そのご林らが辞表を出させようとしたことから、正造らは「局外の地に処せら」れることを望んで辞表を出すのが却下され、再度辞表を提出するにおよぶ。だが辞表は受理されない。農民たちが激昂することを恐れたからである。結局は、正造らが林らの攻撃を強めたことで辞職が認められるのであった。この一端からもわかるように、辞職・免職問題が運動の盛衰のカナメだったのである。

ところで、いうまでもないが、名主職（割元職をふくむ村役人も同様）は、一方において村内統治体制のなかで農民たちから担ぎあげられた最高指導者であり、他方で同時に藩主を頂点とする農民統治機構の末端に位置する。したがって、名主職をみずから辞することは支配体制の一員であることをやめることを意味し、逆に支配者層が名主を免職にすることは農民指導者としての役割を奪うことを目的としている。

正造が辞表を提出することで獲得しようとした「局外の地」とは、まさに支配体制の一員としての立場を離れた場所だった。したがって辞表が認められないときには「鉄石の如」き志を持って、再度辞表を提出したわけである。もちろん「局外の地」に立つことは名主職がもつもう一つの面、すなわち農民指導者としての面を純化させることになる。そしてそれは農民たちの運動をより先鋭化する可能性をもつのである。

つまり正造や他の指導者たちが辞職にこだわった理由は、農民運動の純粋な指導者としての立場を鮮明にしようとしたからである。直訴前に国会議員を辞職することと私奸運動における辞職は本質的に異

なっていると考えられるが、正造が抱く「リーダー像」を考えるうえで、また運動のエネルギー抽出の手法としてきわめて興味ぶかい点である。

b 農民の組織化と世論形成

この私奸運動は、この幕末期における他の地域と同じように、農民運動の盛りあがりを背景としていたことはまちがいない。このことは(C)や(E)に、また政弊改革の書を7百余名の連署とともに江戸屋敷に送ったことによく表れている。小前百姓を巻きこんだ運動を展開したのだった。なおこの過程で、農民らが命をかけても「直訴」におよぼうと主張したことには注目しておく必要がある。直訴は問題解決のためには、「最終的」に採用される可能性をもつ手段たりえたのであった。

このことを前提として、それ以上に注目すべき点は、運動をより効率的にすすめるための組織や支援団体作りがおこなわれたことである。「訴件及び戦略上の大将」「領内の参謀」「会計方」などの役職者を配した運動組織を一方で作るとともに、他方で、(H)に見るように江戸屋敷には正義派の団体を作る、さらには貼訴などによって世論形成をはかったのである。そこには単なる抵抗型や自然発生的ではない、大掛かりで組織的な運動を見ることができるのである。

このような多くの農民を多数巻き込んだ運動のやり方、とくに(G)に見たような、正造と富蔵が人心収攬や六角家江戸屋敷内に支持団体を作ろうとした点(世論形成)については、正造が幼少時の、父富蔵が冤罪によって「死地に陥れん」とされたときの印象が大きく作用していると考えられる。正造は「此時よりして深く政治ハ輿論の尊むべきものなる事を観念」したのだった⁴⁾。

第3節 「明君」への期待

正造と富蔵とのやり取り、正造の君主への「上書」、本家烏丸公への書状を手がかりに、正造(父富蔵や農民たちもふくむ)の君主観を見てみることにする。

まず富蔵との比較によって、正造の君主観の特異性を明らかにする。(A)が示すように、正造は林らの不法無礼の行為を見過ごすことができず「大に領主に向て糺す所あらむと」したところ、富蔵から「縦令林等如何なる悪計を運らすも、上に明君の在るあり、汝謹で復た議する莫れ」といわれている。これに対して、「事態事実に斯の如し、曷ぞ議せざるを得んや」と反論している。そして富蔵の不在時に、「益々領主に対するの決心を固うし将さに書を呈して大に糺す所あらむと」したのだった。正造は「名君速かに大英断を下されむことを請ふ」(『全集』第1巻、16頁)との意図をもっていた。

正造は後日、『殿様に御心配奉相掛儀は甚だ恐入候間善きも悪しきも只々御上の仰せに従ひ可被申候』との手紙を旅先の富蔵から受けとった。だが事態が一向に改善しない状況下では、父の説諭に納得することはできなかった(D)。正造はなぜ腑に落ちなかったかを明確に述べてはいない。だが富蔵が言うところの「善きも悪しきも」という箇所であったことはまちがいなからう。

富蔵の主張に一貫して見られるものは、“既存の政治システムを変えることができるのは君主だけ”という考えである。したがって明君であれば問題はないが、もし明君でないばあいにもそれを変更することはできない。ところが正造のなかでは、名主として、農民が困窮するからには「悪政」を除き、領

主に「善政」を要求するのが当然のこととして捉えられている。そして善政をおこなう領主こそが「明君」なのであった。

こうした善政＝明君の要求は、先君が死去し、幼君の陰で林らの横暴が激しくなるにしたがっていっそう明確になる。(E)に見たように正造は、農民が苦境にある原因は「固より奸臣の罪惡に帰」されるものだが、「上に赫々の光明ありて奸臣等の肝為めに寒きを致すの君主なきに因らずむばあらず」ととらえ、「幼君へ御退隱を勧め奉り賢明なる第二の君を推戴して御家督あらしめ奉らむ」ことを求めたのだった。そしてついに農民らは、六角家の本家に対し、幼君を「暗君」のようだから隠居させ、次男に家督を継がせることを求めるにいたったのである(J)。もちろん親戚のものが次男を監督するのだが、より年若い次男に家督を継がせるよう求めたということから、君主の年齢ではなく、君主としての「資質」を問題にしていることがわかっていこう。つまりそこで求められている良い君主＝明君とは、政治・行政・財政などを含む「政治システム」の頂点に立つものとして、家臣にそのシステムを健全に機能させるものに他ならないのである。

第2章 政治システムの問題点と第4回大挙請願運動

第1節 政治システムの問題点

ここでは田中正造の議会発言および日記や書簡を手がかりに、彼が何を問題視していたのかを見てみる。

田中がもっとも関心を寄せ、解決をはかろうとした問題が足尾鉍毒事件であったにせよ、この問題が一向に解決しないことから、彼の関心はほかの事柄にも広がっていった。1900(明治33)年2月17日に帝国議会でおこなった「亡国ニ至ルヲ知ラザレバ是レ即チ亡国ノ儀ニ附キ質問」演説(亡国演説)にその広がり的一端を見出すことができる。足尾鉍毒事件が未解決である状況を「亡国」に向かうものとしてとらえたわけである。そのごの田中の発言や書いたものを読んでいくと、その「亡国」へいたる状況はいっそう解明され、具体化され、整理されていったことがわかる。それらの問題は、まさに社会や政治システムにかかわるものであった。

そこで以下では、田中が直訴にいたる前に、当時の社会や政治システムをどのようにとらえていたかを見てみる。天皇への直訴の必然性をさぐるためである。なお本稿では、政治・行政・財政、さらには地方自治や司法などを含む、当時の国家の統治システムを「政治システム」と呼ぶことにする²⁴。

田中が衆議院議員を辞職するのは、直訴のおよそ1ヵ月半前、1901(明治34)年10月23日のことである。この辞職以前に開かれた最後の帝国議会は第15議会(1900年12月25日開会、1901年3月24日閉会)であり、いうまでもなく田中が壇上にたった最後の議会であった。その第15回議会のなかでも、実質的に最後の議会演説²⁵となったのが閉会日の1901年3月24日におこなったそれである。22日付けの「亡国ニ至ルヲシラザル義ニ付再質問書」と23日付けの「大臣責任ニ関スル儀ニ付質問書」が24日に議会で議長から報告され、それら二質問の理由についての演説をおこなっている(『全集』第8巻)。

ここでは二つの質問書によって、田中が問題にした大臣の責任とは何か、および田中が再度「亡国」

へ向かっているとした当時の現状を見てもいいことにする。この質問書の提出理由を述べる演説には、そのなかに「明日ヲ期サナイ」などの直訴をほのめかす発言がふくまれていることなどから、これまでも何人もが分析をおこなっていきっている。だがこれらの質問書そのものにはほとんど注意が払われてきてはいない。

これらは田中が提出した「最後の」質問書であり、なによりもそれまでの演説で話してきたことを簡潔に文章にまとめたものであって、田中の問題意識を鮮明に表しているものなのである。やや長くなるが両方とも全文を引用し、田中の主張を見てもいいことにする。

まずは「大臣責任ニ関スル儀ニ付質問書」の「質問主意書」(A)。

足尾銅山鉍毒ノ加害顕著ナルニ致リシハ去ル明治十三年ノ頃ニシテ、爾来漸々多クノ国土ヲ亡滅シテ年々国家ニ幾百万円ノ損害ヲ被ラシメ、内ニハ天産ニ属スルモノアリ、耕作ニ属スルモノアリ、永久土地ニ属スルモノアリ、山川破壊ニ属スルモノアリ、其他悉ク一切ノ万象ヲ毒シテ其極ヤ父子不相見兄弟離散ノ惨、若クハ母子飢ヘテ救フノ途ナキニ至ラシメ、終ニ人畜ノ死亡兵役壯丁ノ減損アリ、或ハ此被害民ヲ屢々牢獄ニ投ジ、一方ニハ彼ノ加害者ニ乱暴ノ行動ヲ為サシメタリ、被害民ノ窮困例フルニ物ナク、明治三十三年二月十三日ニ至リ憲法上ノ請願ヲ為サントスル其途中ニ於テ加害者一派ノ党与ハ被害民ヲ殴打シ亦々之ヲ牢獄ニ投ジテ苦痛ヲ与ヒ、此歲月モ亦鉍毒ノ流下スルコト依然旧ノ如クニシテ且ツ鉍毒ノ処置ヲ為サル彼ノ惡逆無道ノ加害者ガ位階僭奪ノ為メ宮中ニ出入スルヲ傍觀シ終ニ位階僭奪ノ皇室ニ対スル不敬ノ行為ヲ遂ゲサシメタリ、当時当局大臣ハ更ニ之ヲ傍觀セシノミナラズ加害者市兵衛ノ暴勢ニ怖キ、時ニ或ハ彼レノ惡意ヲ助勢シ被害民ヲ苦メ或ハ之レニ驅役セラレ位階僭奪ヲ遂行セシメ〔タ〕ルハ果シテ総理大臣以下輔弼ノ責ヲ負ハザル可ラザリシニ如何

簡単に整理すると、ここではおもに被害民・被害地の惨状に目を向け、家族離散、家計打撃、兵士予備軍への影響、および被害民の投獄を列挙したうえで、さらに加害者（古河市兵衛）が宮中に入り出るのを傍觀し、皇室に対して「不敬の行為を遂げさしめ」とし、総理大臣以下の「輔弼の責」を問うているのである。つまり、足尾鉍毒事件そのものだけではなく、古河に対する位階授与も問題にし、大日本帝国憲法第55条第1項「國務大臣ハ天皇を輔弼シ其ノ責ニ任ス」にもとづいて大臣の輔弼責任を追求しているわけである。それらの諸問題の責任を、大臣の政治責任としてではなく、輔弼責任に求めている点が田中の直訴にいたる背景・心理・論理を考えるうえで興味ぶかい（第3章参照）。

つぎに「亡国ニ至ルヲシラザル義ニ付再質問書」の「質問主意書」(B)。

第十四議會ニ於テ前内閣ニ対シ亡国ニ至ルヲシラザレバ之レ即チ亡国ナリノ質問ニ「質問ノ旨趣要領ヲ得ズ」トノ答弁ヲナセリ、然ルニ既往ヨリ当時ニ至リ内地紊亂憲法ノ破壊ハ日ニ非ニシテ、或ハ司法權ノ侵害、行政權ノ暴用、經濟ノ紊亂、鉍毒地方ノ死人、國庫收入ノ減損、地方制度ノ

明治大学社会科学研究所紀要

消滅、国土ノ荒亡等ハ皆事実ノ顕著ナルモノナリ、然ルニ現政府ノ之ヲ認メザルハ之レ既ニ憲法ノ精神ヲ無視スル証左ニアラズシテ何ゾ、憲法既ニ破壊セバ国家ノ精神モ随テ亦腐敗スルハ明カニシテ其害ハ憲法ナキヨリモ甚シ、帝国議會アリト雖モ憲法ヲ遵守セザレバ議會ナキニ如カズ、只官衙法院ノ存在ヲ視テ内部ノ骨髓精神モ亦存在セリト速断スルハ抑何等ノ妄想ゾヤ、今一二ノ例ヲ以テ明カニセバ行政權ノ暴用忠直無罪ノ司法判事ヲ黜ケ、亦ハ鉍毒激甚地人民ノ請願者ヲ牢獄ニ投ジ無罪ノ良民ニ悪名ヲ負ハセ釀シテ罪名ヲ附スル等、此窮民ヲシテ弥々死地ニ陥レテ加害者ノ横行ヲ恣ナラシメ、剩ハ此惡逆無道ノ加害者ヲシテ宮中ニ出入ヲ許シ終ニ位階ヲ僭奪セシムル等ノ失態ヲモ醸スニ至ラシメタルニ非ズヤ、而モ尚亡國ニ至ルヲシラズ、其要領ヲ得ズト云フカ如何

くり返すまでもないが、田中が整理した問題はつぎのようなものであった。すなわちそれは「憲法破壊」に約言できるもので、具体的には司法権、行政権、経済、厚生、国家財政、地方制度・自治、国土などが破壊され、乱れていることであり（こうした状況を放置することは立法権も無いにも等しい）、しかも「惡逆無道ノ加害者」に位階を与えた「失態」である。さきに見た質問書（A）が鉍毒汚染地域の問題を主としてあついていたのに対して、こちらは鉍毒事件のなかで明らかになった問題を国全体の問題としてとらえ、当時の政治システム（再度ことわっておくと、国家の統治システム全体の意味）が完全に機能不全に陥っていることを見事に指摘したのだった。

（A）と（B）の内容は一部重複しているが、それらを総合すると、政治システムとしての行政権、司法権、地方行政がうまくいっておらず、天皇輔弼の責務もはたしていないというものに他ならない。なおここで議会（立法権）は、いまから紹介する事実とも合わせてみると、かならずしも全面的否定の対象ではなく、田中はいくぶんかの期待をもっていたことがわかる。こうしたことは、なぜ辞職するにいたったのか、またなぜ直訴という手段を選んだのかを考えるうえで興味ぶかい事実である。

ではこうした権力システム認識はいつ、どのように出来あがってきたのだろうか。この問題を明らかにすることは、田中が直訴にいたる背景をとらえることができる点で有用である。田中の議会発言や書簡などを手がかりに、以下、いくつかのポイントに分けて簡単にふりかえってみる⁹⁴。

まずは地方行政の問題から。「自治的好慣行」回復のために田中正造は六角家私好運動を闘った。その彼が、市制町村制の公布にともない、法律に裏づけられた本格的な地方自治制度がはじまったときに「期待感」をもったことは当然であった。だがそれは鉍毒事件をきっかけにすぐに失望感・怒りに変わっていく。地方の問題は田中の原点にかかわる問題であるだけに興味深いものである。

最初に、鉍毒事件発生以前における田中の地方行政・自治に対する考えを見ておく。理想と現実のギャップを際立たせることで、逆に田中が正確かつ先鋭的に権力認識をおこなう様子がわかるはずである。市制町村制が公布された1888（明治21）年、その年の9月に書いた日記のなかで田中はくり返し自治への期待を述べている。すなわち「旧政去テ二十一年（略）干渉ヲ去ツテ自治トナセリ」、「町村今ヨリ自治ナリ」、「自治ノ制度トハ政府ヨリ人民ニ制度ヲ委任スルノ制度ト云フモ可〔ナリ〕ヘク、又返権トモ

分権所有権トモ申スベク」,「皆自治ニ怠らざれば官吏ヲ以政治を取らしむる危険なし。我日本人已ニ此不都合なし。政府又之ニ自治制ヲ与フ。尽スベシ尽スベシ。」(以上,『全集』第9巻)など多数ある。

ところが、明治20年代末、県会議員らを中心に推進された被害民と古河との間の示談とそのごの永久示談問題をきっかけとして、田中の眼はまず地方行政(その背後にある国家にも行きつくものだが)に向けられることとなった。1896(明治29)年3月22日付けの「足尾銅山鉍毒ニ関スル質問趣意書」においてこの問題を追及している。だがこれは伝聞をもとにしたものであり、地方行政・自治の破壊を問題にするというよりも、永久示談を阻止することの方にねらいがあったと見るべき主張であった。そのうえで翌1897年3月24日付けで提出された全部で32項目からなる「公益ニ有害ノ鉍業ヲ停止セザル儀ニ付再質問書」(『全集』第7巻)は、この問題に関するそれまでの数回におよぶ政府追求を整理し、示談に直接かかわる項目だけでも7項目にわたって論を展開している。たとえば次のものがある。

第八 凡ソ公事ニ対シ行政官及有志ヲ混同シ仲裁ヲ為サシムル如キハ制度上甚ダ不可ナリ、剩サヘ此種ノ惨毒ヲ流シ且公益ニ害アル事件^{マツ}オヤ、況ンヤ人畜生命ニ害毒ヲ加フルモノ^{マツ}オヤ、如此国家経済ノ一部ニ関係アル事柄ヲ挙ゲテ有志若クハ一地方ノ小吏ノ手ニ委ス、弊害ノ百出スルハ論ヲ俟タザルナリ(後略)

地方官が示談(およびそのごの展開)にかかわっていったことに対するこのような批判は、同1897年10月にはより明確な形で展開されることになる。すなわち、

被害地直接ノ地方官ハ早クモ加害者ノ奴隷トナリ、地方議員ノ幾部、郡長警吏ノ要部、被害地ノ町村長吏員及議員ノ過半、部落ノ区長及伍長ノ過半ニ至ルマデ、凡ソ加害者及其共謀者ノ奴隷トナラザルナク、陰然良民ノ不利ヲ図リ勢ヲ挫キ、或ハ進路ヲ害シ、調査ヲ妨ゲ、離間ヲ放チ、集会ヲ妨ゲ、且ツ中央当局諸官衙ニ向ツテ偽リノ請願及報告上申ヲ作為シ、現政府ト被害民トノ中間ヲ離隔シタルハ実ニ本年五月廿七日前後ノ憲兵派遣以来ノ現況ニ於テ明カナリ(略)

国ニ民命アリ、之ヲ保護スルハ政府及国民ノ責務ナリ。妄リニ貧弱ヲ制シテ声ヲ立テ得ザラシメ、其ノ息キノ根ヲモ絶タントシタリトテ国家社会ノアルアリ、決シテ長ク之ヲ傍觀スベキモノニアラザルベシ。然ルニ其圧制ハ歴々今ノ現政府ノ所為ノ中チニモ存スルモノナキニアラズ。奇怪ト云フベシ。其病原ヲ察スルニ、之レ必ズヤ鉍業主ノ使囑タル地方奴隷官ト無懶漢等^{マツ}が中央現政府ニ向テ被害民ヲ譏誣欺報セルノ結果ナラン。決テ政府ノ本意ニハアラザルベキヲ信ズ。

後段の終わりの部分は、地方から中央政府に正しい情報が入っていないと額面通り受け取るべきではなく、政府に対する皮肉ととらえるのが妥当であろう。いずれにせよ、地方官に対する不信＝地方行政に対する疑念を極大化させていることは間違いない。

つぎに国レベルでの行政について見てみる。周知のように田中が足尾鉍毒問題を帝国議会ではじめて取り上げたのは、1891(明治24)年12月18日に提出した「足尾銅山鉍毒ノ義ニ付質問」と題された質問書であった。彼は被害状況と憲法・法律の条項をもとに、「政府之ヲ緩慢ニ付シ去ル理由如何、既往ノ

明治大学社会科学研究所紀要

損害ニ対スル救治ノ方法如何，将来ノ損害ニ於ケル防遏ノ手段如何」と政府に糺している。この後も担当者である農商務大臣（および政府）を追及するにとどまるのであった。

これが1897（明治30）年3月24日の演説では大きく変化することになる。「今ノ農商務ハ害ガアルト申シテモ，害ガナイト嘘ヲ吐ク位ノ農商務省デゴザイマスカラ，人民ノ方カラ請願デモ出ナイ中ハ，ドノヤウニ害ガアッテモ見ナイフリヲシテ居ルカラ，今ノ農商務省ニ望ムノデハナイガ（後略）」や「此農商務ノ勢ヒト云フモノハ，当時ノ有様デ見マスルト，表ノ所デハ政務ニ余リタツサハラヌカラ，権利ノナイ伴食大臣杯ト口ヲ利カレマスガ，其实ハ奸商ト云フ者カラ賄賂ヲ遣フカラ，各省ニ繰込ンデ，或ハ大蔵省ナリ，内務省ナリ，何省ナリ，此農商務ト云フモノガ割込ンデ来テ，殆ド鉍毒事件ノヤウナコトハ，皆農商務省ノ方ノ御機嫌ヲ伺ッテ居ルヤウニナッテ居ル，ソレガタメニ内務デモ大蔵デモ，肝腎ナル所ノ自分ノ本領ヲ忘レテシマッテ」（『全集』第7巻）と，批判の対象を農商務省にかぎらず，他省へも広げている。

こうした批判は，そのごいっそう整理されるとともに明確になっていった。たとえば1898（明治31）年12月10日に提出した「邦内ノ一國ニ比スル土地ノ被害人民ニ対シ憲法ノ保護ナキ儀ニ付キ質問書」（『全集』第8巻）のなかで，田中は，農商務省，同農務局，同鉍山局，同山林局，水産及商工業局，内務省土木局，同警保局，同衛生局，同地方局，大蔵省，同主税局，文部省，陸軍省，さらには政府連帯責任にわけ，計60項目以上にわたって問題を指摘している。ひきつづく渡良瀬川の洪水と鉍毒予防工事完成後も低減しない鉍毒被害，さらには鉍毒被害地における免訴処分と公民権の喪失，このような状況を見て，田中が問題をより詳細にかつ広範囲にわたってとらえはじめたことがよくわかる。

1900（明治33）年になると，それまでどちらかといえば個別的に認識されてきた，権力システムに対する田中の認識はよりトータルなものとなった。以下に同年2月の書簡，および二つの議会演説を掲げておく。

A. 先刻我国亡滅ニ近シ，死ニ水取りニ来らるべしと申上候ハ誤リニ候。実ハ最早亡びたるのちの国なり。（中略）此荒れたるさまの国会を見に来賜へ。之を以て推量すべきハ行政，司法の両部なり。行政之事ハ人よくしれり。国会之事人よく之をしれり。司法ニ至リテハ腐敗の見へぬもの故ニ，其弊害の深毒ニ至リシハ国会の比ニあらず。依而此三者一モ取るものなし。（中略）

行政，司法，立法の内部の精神死シテ，或ハ犬ニ食レ，或ハ早くもガイ骨トナリテ踊ルアリ，死ニ残りの瘦せ男とナレルアリ。亡国の跡。（2月12日付，川俣久平宛書簡，『全集』第15巻，124～125頁）

B. （鉍毒問題の）火元ハ農商務省アルノデ内務省ハ何ゼ之ヲヤカマシク言ハナイノdeal，（中略）己ノ本領ヲ侵サレドコロノ話デハナイ，己ノ本領ヲ自分デ打破ッテ，人民ヲ保障スベキトコロノ内務大臣ガ，人民撲滅ヲスル農商務省ノ乱暴狼藉ヲ助ケテ居ルト云フコトdeal，是デ国家ガ持テマスルカ，若シ夫レ農商務省ニ於テ過アラバ何ゼ之ヲ内務大臣ガ早く救ハヌノデア

ル、内務省ニ於テモ過アラバ又之ヲ大蔵大臣ニ於テ救フベキ所ハ救ヒ合ッテ、互ニ此責任ヲ守リサヘスレバ、其過ヲ深カラシメザルモノヲ、却テ其過ヲ深カラシムルコトヲ一方カラ煽動シテ居ル（2月13日の帝国議会での演説、『全集』第8巻、233頁）

C. 先ヅ今日ノ政府ヲ仮ニ打倒シテカラガ、（中略）伊藤サンガ出テモ、大隈サンガ出テモ、山県サンガ出テモ、マア似タリ恰好ノ者ト私ハ思フ、何トナレバ此人ミヲ助ケル所ノ人ガ、皆創業ノ人ニアラズシテ、今日ハ守成ノ人ニナッテシマッテ、己レノ財産ヲ拵ヘヤウト云フ時代ニ上ボッテ来テ居リマスカラ親分ノ技倆ヲ伸バスヨリハ、己ノ財産ヲ伸ベヤウト云フ考ニナッテ、親分ガ年ヲ老レバ、子分モ年ヲ老ル、伊藤ハエライ、山県ハエライ、大隈エライガ、子分ガ皆年ヲ老ッテ、己ノ財産ヲ拵ヘヤウト云フノダカラ、ドナタガ出テモイカナイ（2月17日の帝国議会での演説、『全集』第8巻、281頁）

A～Cを総合すると、田中は三権のどれもが正常に機能しておらず、その理由は指導者個人の問題ではなく政治システムの問題だといっている。なかでも官吏（大臣をふくむ）に対する批判は激烈である。なおここで司法権の問題について簡単に言及しておく。さきにふれた60項目以上にわたる1898年12月10日の質問書のなかで、純粋に司法の問題に言及したものが一つだけであった⁹⁴。それがAで見たように「司法ニ至リテハ腐敗の見へぬもの故ニ、其弊害の深毒ニ至リシハ国会ノ比ニあらず」とされている。「国会ノ比ニあらず」との表現を見るかぎり徹底した批判とうけ取れるが、からずしも実態をよく知ってはいなかったのではなからうか。というのも1901（明治34）年2月7日の日記には「司法ハ腐敗セザルモ…」（『全集』第10巻）との記述が見られるからである。あるいはこの段階では、少なくとも司法に関するかぎり観念的な批判だったのではないか（この点に関しては、第3章第2節参照）。なおもうひとつ注意を要することは、Aにおいて「犬」と言われているのは主として官吏のことをさしているという点である。

ともあれ、以上のような徹底した政治システムに対する批判は、つぎの日記（1901年2月13日）に集約されている。

- 国家のためになる事を官吏⁹⁵為す筈なし、刑法改正も其一。
- 政府ト云フモノハ悪事ヲ働ク総名トナレリ。
- 政府ハ日本一愚、ただ官吏⁹⁶ハ利口。
- 政府ほどの愚ハなし。

第2節 「大運動」としての第4回大挙請願

1900（明治33）年2月13日朝、鉾毒被害民は第4回目の大挙請願のため東京に向けて群馬県にある雲竜寺を出発した。よく知られているように、この押出しは請願団が川俣で警察・憲兵等の弾圧をうけ

る川俣事件に発展する。

ここでは田中正造が主体的にかかわった第4回目の大挙請願運動（押出し）に焦点をあて、田中がこの運動によって何を実現しようとしていたのかを見てみる。いうまでもなくこの段階では田中は議員を辞職しているわけではないし、もしこの請願が成果をあげたならば直訴をする必要はなかったのである。つまり田中がこの第4回押出しに求めたものを明らかにすることは、彼にとっての政治的ゴールを解明することに他ならない。

まず、それまで農民たちが主体的に担った第1回から第3回の押出しについて簡単にふりかえってみる。第1回目は1897（明治30）年2月26日に田中が帝国議會でおこなった質問演説をうけて、3月2日に実施された。翌3日に入京した被害民らは貴族院・衆議院議長をはじめ、大隈重信外務大臣や榎本武揚農商務大臣に面会を求めたが果たせなかった。翌4日には田中らに加わって、榎本農商務相に面会して鉱業停止を訴えた。しかし同月18日に出された榎本と樺山資紀内務大臣との連名による、田中の質問に対する答弁書は、政府の責任を回避するものであり、被害民らを満足させるものではなかった。それどころか第2回目の押出しを誘発することになった。すなわち24日未明から東京に向かった農民たち（同日夜には後発隊も出発）は警察・憲兵等による警戒網を突破したり、交渉によって代表者だけに数を絞り込んだりしながら、最終的には数百名が上京。そして29日以降、免租問題などに関して大蔵省に陳情するとともに、内務省へ弾圧に対する抗議をしたりした。なお23日には、被害地の実地検分を終えて、鉱毒調査委員会（第1次）を設置したばかりの榎本農商務相に対し、在京の被害民らが陳情をしている。

こうしたなか、29日に榎本は農商務大臣を辞任し、大隈が後任となった（外相と兼任）。第3回押出しがおこなわれたのは、大洪水のあと、それによって鉱毒調査会の決定にもとづいて実施された鉱毒予防工事が無効であったことが明らかになった、1898（明治31）年9月であった。26日に雲竜寺を立って東京に向かった農民に対し、27日に南足立郡淵江村大字保木間に出向いた田中は、翌28日におよそ40分間にわたってつぎの演説をおこなう。長くなるが、田中の第4回押出しへの本格的な関与がはじまるきっかけとなったものなので、一部を抜粋しておく。

今ヤ諸君ノ惨状ヲ見テ諸君ノ訴ヲ見テ政府之ヲ救ハズ社会亦之ヲ救ハザルベカラザルハ勿論ナレドモ、立法院タル衆議院モ本年再度ノ解散改選トナリ、新任ノ議員モ多クアル新政府ハ加害被害ノ事情ヲ知ラザル可カラザル筈ナレドモ、内閣ノ交迭屢ミシテ農商務大臣ハ九箇年間二十人ノ交代トナリ、実ハ新任ノ内閣新任ノ役人ナレバ是亦加害ノ激被害ノ惨ヲ知ルモノ少ナシ、被害民ノ不幸ト加害者ノ幸福トハ大差ヲ生ジタルモノアリ（中略）扱国家ノ為メ死スルハ兵ノミノ責任ニアラズ、軍人及ビ一般ノ官吏モ立法院モ然ルモノナリ、兵士ノミヲ以テ国ノ為メニ死スルモノト思フハ大々的誤リナリ

第一正造ハ日本ノ代議士ニシテ亦其加害被害ノ顛末ヲ知ルモノナリ、故ニ衆ニ先チテ尽カスベキハ正造ガ当然ノ職分ナリ、諸君已ニ非命ニ斃ルヲ見ル、正造ハ諸君ノ死ニ先ンジテ死ヲ決セ

ザルベカラズ、然レドモ新政府ノ未ダ此慘状ヲ知ルモノ少キハ前ニ正造ガ述ベタル如クナレバ、新政府ノ人ニ説明シテ被害ノ慘状ヲ陳述スルノ一大必要アリ、(中略)今一ツハ現政府ハ憲政ノ政党ニシテ諸君ノ地方モ旧自由旧進歩黨員ノ少カラザルナラン、即チ諸君ノ中ニハ旧自由旧進歩黨員モ少ナカラザルベケレバ今日ノ政府ハ即チ諸君ノ政府ナリ、又我々ノ政府ナリ、我々ノ政府ナレバ充分信用アツテ及バザル処ハ助けザルヲ得ズ、ヨツテ我々ハ諸君ニ代テ政府ニ事実ノ説明ヲ採リ諸君ノ願意徹底ヲ計ルベシ、故ニ諸君ノ内ヨリ総代十名以下ヲ残シテ一同ハ早く御帰国アランコト、之レ正造等ガ只管相談ニ及ブ所以ナリ(中略)今一ツハ中央政府若シ正造及同志等ノ説明ヲ用ヒザレバ正造等ハ議會ニ於テ責任ヲ質問シ亦社会ニ向テ当局者ノ不法ヲ訴ヘン、其トキ諸君ハ此事ヲ通知ヲ得バ御出京モ御随意ナリ、正造ハ再度決シテ御止メ申スマジ、否ナ齊ニ御止メ申サバルノミナラズ其時コソハ正造ハ諸君ト共ニ進退スベケレバ、夫レマデ諸君ノ今日死ヲ決シタル生命ヲ保タレタシ、(中略)正造ハ嘘ヲ云ヒマセン、申シ述ベタル通りニ実行イタシマス

およそ3千人の被害民らは田中の提案を受け入れて、代表者50名を選び、帰途についた。その代表者は農商務省や内務省、大蔵省、文部省、陸軍省を訪れているが、それは「具さに我々の窮状を訴えん」¹⁰⁰ことを目的としたものだった。この陳情は結局のところ農相に面会できただけであり、それまでと同様さほどの成果を生むことがないまま、10月にはいって農民の代表者らは帰国した¹⁰¹。そしてその月末には「我々の内閣」である大隈(隈板)内閣は崩壊してしまう。

つぎにこうした押出しに田中はどのような態度をとったのか、具体的にはその評価とかかわり方を見してみる。第4回のそれと比較するためである。

第1・2回目の押出しは、「田中の議会闘争に連動しながら、実力による関係省庁への陳情・請願にくわえて、広く世論に訴えることを目指した政治闘争であった¹⁰²」といえよう。つまり農民側の主体性によって実施されたものであり、田中の意思とはかならずしも一体化していなかったことを確認しておく必要がある。じつは田中はこうした動きに否定的だったのである。第2回目の押出しがおこなわれ、被害民が在京中の1897年3月29日、田中は群馬・栃木の両県鉾毒事務所がおかれていた雲竜寺に宛ててつぎのように書いている(『全集』第14巻、490頁)。

地方運動

小生の考ハ徳義心ニ乏シ、王者の風ニあらず、過まてり。貴下正々堂々王者の軍隊に御改正可被成下候。

○東京も大勢宿屋ニ入りたるハ大失敗なり。東京ニ而ハ夫々進歩党事務所及寺院等ニ宿所を周旋中、御大勢御来京、直ニ御宿屋に御投ぜられたり。畢竟小生ハ此小運動ニハ不同意なれども、折角御出ニ付而ハ尽力するハ当然の事ニ付、在京の人々ハ周旋中、不図旅亭ニ投じたるハ申訳けなき事と奉存候。

ここに見るように田中は農民たちの押出しを「小運動」と規定し、反対を表明している。くわえて農民たちが大挙して宿に入ったことを「大失敗」と言い、「折角御出」になったから当然のこととして「尽力」しているというのだ。まさに押出しが田中の意向を無視した、農民の一方的な運動であったことがわかる。また田中は雲竜寺の事務所に対して、その組織を「正々堂々王者の軍隊」に改正するように求めている⁹⁴。

そもそも田中が考える「大運動」とは何をさすものなのか。田中が具体的にそれを明らかにしているわけではないので、この時期に、彼が農民らに直接指示しているいくつかの運動方針をとおして見てみることにする。第1は、広く被害の実態を知ってもらうために実地見分を求めることである⁹⁵。第2は、憲法保護を求める請願書を提出することである⁹⁶。また第3に、請願によって「行政府ノ門ヲ開」かせる、つまり「法律ノ関門ヲ破ル」ことである。これによって最終的には損害賠償も得ようとした⁹⁷。以上を総合すると、「大運動」とはこの段階ではかたく門を閉ざしている行政府に対し、広く世論をバックにした請願によって、鉱業停止や損害賠償などを求めようとするものだったと考えられる。

つぎに第3回目の押出しについて触れておく。押出しがあった日、東京芝口にある鉱毒事務所に、被害民たちが出発したと電報が届いた。田中は「此日ハ群馬県邑楽郡渡瀬村雲竜寺ニ大集会アルコトヲバ兼テ承知セシモ此出発ノコトヲバ予知セザリキ、而シテ今此ノ報に接セリ」と書いている⁹⁸。これは田中が第3回押出しのことについてはまったく知らなかったことを示すものにほかならず、田中が指導・準備したものでないことはもちろんである（保木間での演説からも容易にわかることだが）。したがって第3回押出しも田中にとっては「大運動」たりえるはずがない⁹⁹。警察・憲兵による弾圧が予想されたこともあっただろうが、田中が保木間で農民たちに帰国を求めた理由の一つはその押出しが「小運動」に他ならなかったからだと筆者は考える。

ところで「我々の政府」である大隈内閣は鉱毒問題の解決のむけた対策をとることがないまま崩壊してしまう。保木間での約束どおり、田中には被害民らと「進退を共に」する必要が生じるようになった。そうした状況のなかで実施されたものが第4回目の押出しである。これこそが田中が指導した「大運動」となるはずのものであった。

ここで「大運動」の実態を見るにさきだち、大隈内閣崩壊後の鉱業停止運動のようすを概観することにする。そこにも田中の何らかの関与を見つけることができるであろうし、もし田中がかかわったその運動がうまくいっていたなら、第4回目の押出しにいたる必要がなかったにちがいないからである。結論をいえば、被害民たちは多数の請願書を提出したにもかかわらず政府を動かすことはできなかった。たとえば第13回議會中（1898年12月3日開会、1899年3月9日閉会）、鉱毒事件に関して計5回にわたり6件の請願がなされている。帝国議會はこれらを採択して行政府に回送した。だが、「行政府ハ上下両院ノ議決ヲ蔑視シテ此非常緊急ノ問題ヲ緩慢ニ附」したのであった¹⁰⁰。田中はそのうちの一つの請願書をもって各大臣を回り、直接関係する内務大臣には16回目にしてようやくそれを手渡すことに成功した。だが大蔵大臣のもとへは3回、総理大臣には5回足を運んだが面会をすることはできなかった¹⁰¹。ここでも田中は行政府ならびに政府高官に対する否定の念を強くしたと思われる。このことは同時に、

請願書を採択して機能をはたした帝国議会に対しては、あるていど期待を維持したと思われる。ともあれ、この後も請願や建議による運動は継続されたのだが⁹⁹、結局は成果をあげるにはいたらなかった。こうしたことが「大運動」を必然化するのだった。

田中がかねてから唱えていた「大運動」方針は、しだいに農民たちにも受け入れられた。またその運動は、被害が激化したため死者が多数にのぼることと免訴にもなう公民権停止などを背景として、最後の運動となるべきものであった。押出しのおよそ5カ月前に記された1899（明治32）年の被害民の日記からその様子をうかがい知ることができる¹⁰⁰。

九月七日 雲竜寺事務所ニ於テ被害民死活一途ニ関スル最後ノ方針ヲ協議スルタメ大集会ヲ開キタリ

出席者田中正造・左部彦次郎（中略）来る十二日秘密会ヲ約シ引取レリ

九月十二日 各村ヨリ全権ヲ有スル委員雲竜寺事務所ニ会合シ最後之運動方法ニ就キ大運動必用ヲ見留メ就テハ各村参謀長撰任シ二十日迄ニ死亡調査表及上京スル人名等記シ事務所ニ集会スルコト

出席シタル重ナル者ハ田中代議士及左部彦次郎氏ナリ

別の農民の日記¹⁰¹でも、「大運動之秘密会話」という文言を同じ9月12日の記事に見つけることができる。またこの日以降の日記には、さかのぼった第3回目の大挙請願に対しても「大運動」との表現があらわれるようになることから、押出し＝大運動の評価が定着していったものと考えられる。なお、この時は農繁期であったこともあり押出し計画は実行には移されなかった。

つぎに第4回目の大挙請願運動について見てみる。

第4回目の押出しがそれ以前のものとは大きく異なっている点の一つは、農民の運動組織がいっそう強化されたことである¹⁰²。すなわち一つには、被害民に運動の目的・目標を提示した点である。上記の9月7日の集会でつぎのように語ったとされる。「此ノ鉋毒事件ニ付テハ政府ガアルト思フテモ違フシ又帝国議会ガアルト思フテモ違フカラ、諸君ガ自分ヲ頼ミテ運動シテ目的ヲ達スルト云フコトガ必要デアルト思ヒマス」「而シテ目下ハ古河市兵衛ニ多人数ガ殺サレテ居ル場合デアルカラ、政府ガ其ノカタキヲ取りテクレナケレバ、諸君手ヲ下シテ其ノカタキヲ取ルト云フ考ヘデ以テ運動ヲセネバナラヌ、既ニ今日ハ極端ニ至リテ居ル訳ケデアルカラ、此際諸君奮発シテ運動スレバ、本年内ニ鉋毒事件ハ必ラズ極リガ付クデアリマス」¹⁰³と。先に記したように、この時は農繁期のため押出しにはいたらず、年内に問題が解決することはなかったが、自分たちの力（決して暴力ではない）で問題の解決をはかるよう訴えたことには注目する必要がある。

組織面でもうひとつ注目すべきものは「鉋毒議会」の設置である。これは1899（明治32）年12月に設置されたもので、規約案作りには田中も参加している¹⁰⁴。なおこの議会は、各村鉋毒委員・町村長・会計委員・文章整理委員・通信委員・実行委員・総触元などからなる行政部、および立法部からなっていた。

明治大学社会科学研究所紀要

森長が指摘するように「鉱毒議会は青年行動隊」であり、「ペーパー・プランに終わった」¹⁰⁴が、六角家騒動のときと同じように細部にわたる役職をもった運動組織が作られたという共通点がある。

第2にあげるべき相違点は請願書についてである。一つは提出形式に関して。すなわちそれまでの請願書がどちらかといえば村単位、あるいは小規模単位で個別に出されていたのに対し、第4回押出しのそれは26町村118名連名（内、村長16名、助役7名など）の大掛かりなものであり、何より請願書を帝国議会と関係各省に提出しようとした。その請願書は1900（明治33）年1月に作成されたもので、田中の議会での発言を集約したものに他ならない¹⁰⁵。田中の指導が色濃い内容であるだけでなく、少なくとも田中にとっては、村々の一体化がはかられている点と請願の対象を立法府と行政府の2カ所にしてある点で「大運動」というにふさわしいものであった。ところでここで注目しておくべきことは、請願書の末尾に「致死ノ請願及別紙理由逐一採納セラレズンバ我等鉱毒被害民ハ秩序順次ニ則リ自家ヲ救護スルノ道万々杜絶セラレタルモノト云フベシ敢テ閣下ノ処決ヲ仰グ」と記されていた点である。田中（および農民）の権力構造認識が如実に現れているといえよう。

もう一つは請願書の内容について。さきに見たように1899年9月12日の雲竜寺の集会において鉱毒が原因となった死亡者数を調査することが決められている。その実態をふまえ、人命救助を請願の内容に加えたのである。第4回押出しのおよそ2カ月前、田中は被害地の農民に宛ててつぎの書簡を出している。「鉱毒事件此度請願之大要ハ人を殺すな、渡良瀬川の水を清めて潭而の天産を復活せよと云ふニあり。其他ハ皆此中ニ含める趣意ニ而、右天産と水ト人殺しの三ヶ条ニ過ぎず候」（『全集』第15巻、92頁）と。この非命者への注目は、森長が指摘したような「沃土が荒地となるまでは、まだ遠く¹⁰⁶の人は驚かない、古河市兵衛が人殺しをすると聞くと、人々は耳をそばだてる」¹⁰⁷というだけにはとどまらないと思われる。それまでは法的・経済的面にばかり目がいていたのに対し、より切実で根源的な「生存」という視点が加わったのではなからうか。9月7日の集会で田中が「目下ハ古河市兵衛ニ多人数ガ殺サレテ居ル場合デアルカラ、政府ガ其ノカタキヲ取りテクレナケレバ、諸君手ヲ下シテ其ノカタキヲ取ルト云フ考ヘデ以テ運動ヲセネバナラヌ」と述べたといわれていることを紹介したが、鉱毒非命者の存在は田中にとっても、多くの被害民にとっても（家族を亡くした者にとっては当然のことである）、早急に問題解決をせまる原動力たりうる。それは運動自体を強化するものに他ならない。

第3のちがいは、第4回押出しと田中の議会演説とが一体化していることである。すなわち1900（明治33）年2月9日には「足尾銅山鉱毒問題ノ請願ニ関スル質問書」を、さらに第4回押出しがあった同月13日には「鉱毒ハ人ヲ殺シ当局諸大臣ハ其請願者ニ面会ヲ許サザル儀ニ付質問書」「鉱毒ノ為メ天産ヲ亡滅スベキ有形上ノ価格ニ付質問書」を提出し、政府を攻撃したのだった（以上『全集』第8巻）。大運動を成就させるための田中のとりくみかたがうかがえる。なお質問内容はすでに本稿で数カ所にわたって引用したが、あと1カ所だけ引用しておく。

被害者ノ方ハ非立憲デモ何デモナイノデアル、正当ナル手続ヲ以テ請願スレバ、何遍納メテモ之ヲ其儘ニ捨置キ、又請願スレバ地方官ヲ以テ——地方官ヲ始メ之ヲ拒ミ、中央ニ来レバ当局者ガ

之二面会ヲシテモ、冷ニ大臣ハ面会ヲ許サヌトカ何トカ人ヲ殺シテ置イテ——己レ監督行届カズシテ己ノ職責ヲ怠ッテ、皇帝陛下ノ臣民ヲ殺シテ置イテ、尚ホ且ツ尊大ニモ、此人民ニ面会ヲ許サヌト云フコトデハ、是ハ被害民ガ大勢出テ来ルト云フヤウナコトハ、是ハ当り前ノコトデアル

これは押し出しを正当化する演説に他ならず、同時にそれは請願書の受けとりに関する政府の言質をとることをねらったものであった。田中はあくまで大規模かつ組織立った農民の請願によって、行政府を動かす、行政府自体に問題の解決をせまろうとしていたことがわかる。もちろんそこでは、議会も一体となって活動することが想定されていたと考えるべきであろう。

第3節 川俣事件と裁判

田中の指導のものにおこなわれた第4回押し出しは、政府が請願を聞き入れてくれることをもとめた、被害地全体をあげての大運動であった。だが1900（明治33）年2月13日、押し出しの一隊が利根川のそばの群馬県邑楽郡佐貫村大字川俣村にさしかかったときに、警官らによる弾圧をうけた「川俣事件」が発生した。事件後も農民らの逮捕がつづき100名以上が逮捕され、1900年7月9日に予審が終結した段階で68名が被告となった。この事件そのものについては多くの先行研究があるので経過はそれらにゆずり⁹⁴、ここでは事件発生前後からの田中の行動に主たる焦点をあてることにする。まさにそれらが直訴にいたるもう一つの必然性を明らかにするものだからである。

田中のこの時期の行動面を順に見ていくとき、まず注目しなければならない点は歳費辞退に関するものである。大隈内閣のあと成立した第2次山県内閣は、軍備拡張のために地租増徴をはかろうとした。日清戦争以降の政府財政が歳入不足になっていたからである。結局、増税率を下げることや増税年限を5年間にすることなどとともに、議員歳費を800円から2,000円に増加させることなどを条件に、地租増徴案は可決された。そして歳費の増額案も両院を通過し、地租増徴に反対していた議員たちもそれを受けとるにいたった。全議員のなかでただ一人歳費を辞退したのが田中だった。1899（明治32）年4月19日のことである。国会議員が自分の利益をはかり、国民をないがしろにすることは国家の危機であると田中がとらえたからであろう。「歳費辞退届」にはつぎのように書かれていた。「帝国議会議員の資格は、歳費の増加に依りて保たれ得べきものに非ず、且本期議会の如く国費は毫も減ぜられずして、増加頻りに行はれたるの時にさいし、議員たる者、寧ろ自ら節して其歳費を減ずべきに、却つて之を増加するの理由を見出す能はず、況んや本員の如き主として反対の議を唱へたるもの、今に於て之を甘受するの理決して之なきをや。依て茲に歳費の全部を挙げて之を辞す」と（『全集』第2巻、301頁）。さらにいえば歳費辞退は、たんなる警鐘にとどまらず、「帝国議会議員の資格」として、国民の側に身をおいた状況回復のための行動であったともいえよう⁹⁵。

つぎに政党離脱の問題について見てみることにする。これは1900（明治33）年2月15日、帝国議会での演説中に表明されたもので、同日実際に離党したのだった。「私ハ今日限憲政本党ヲ脱シマスル積デゴザイマス、憲政本党ヲ脱シマシテ、益々政府ヲ攻撃スル所ノ議論ハ、ドンナ議論ガ出ルカ、或ハ他

明治大学社会科学研究所紀要

党へ対スルコトト雖モ是マデハ遠慮シタガ、是カラ或ハ御遠慮申ス所ガナイカモ知レナイノデアル、(中略)是デ諸君ニ党派ノ区別ナク——官民党派ノ区別ナク、此問題ハ特別ナル問題トシテ、御取扱ニナルコトヲ御願申スト云フ点ニ附イテ、私ノ義務ハ聊是デ立チマシタ心得デゴザイマス、」(そして憲政本党が被害地調査に出かけたことをふまえて)「私ガ脱ケマシタ以上ハ、此仕事ヤ正ニ憲政本党ノ仕事デ、何モ田中正造ト関係ガナイ積デゴザイマス」と述べている(『全集』第8巻、241頁)。ここでも一貫して被害民の側に身をおき、鉅毒事件解決に専念する態度が示されているのである。

こんどは川俣事件とその裁判をとおり、田中がそのなかでつかみ取ったものが何であったのかを見つめる。結論を言えば、司法権に対する失望と、それを生み出している行政権の実態であった。司法権に対する田中のスタンスは当初、かなり中立的なものであったといえる。すなわち1897年10月に作成された「憲法法律の保護なく訴えるすべなき被害民の救済につき請願書草稿」のなかでは、「被害者訴ヲ起ス能ハザル理由」として、「其被害ノ賠償金高千五百万円ト仮定スルトキハ(中略)正式ノ裁判ヲ仰ガンニハ先ヅ公用印紙代価三十万円ヲ要ス可シ。之レ露頭洗足ノ十余万ノ人民二万户ノ数ニシテ毎戸金拾五円ノ印紙ヲ要ス」と記している(『全集』第2巻、499頁)。また翌年6月6日の議会演説では「日本ノ裁判官ハ正直デアルカラ、ソコハ公明正大デ行クモノデアリマセウケレドモ」と述べ、「裁判ノタメニ貼用スル印紙ノ代金バカリモ、五十万円モ貼ラナケレバナラヌ」とつづけている(『全集』第8巻、51頁)。これらの史料からわかるように、司法権は中立であろうけれども、費用がかかるため被害民たちは裁判をうけられないと田中はいつている。

たしかに1900年段階では、第2章第1節で紹介した被害民の一人である川俣久平に宛てた書簡に見られるような、司法批判をおこなっている。「司法ニ至リテハ腐敗の見へぬもの故ニ、其弊害の深毒ニ至リシハ国会の比ニあらず」や「行政、司法、立法の内部の精神死シテ」との表現である。だが当時の田中の司法との関わりあいからすると、こうした批判は多分に観念的なものと思われる。それが実際の体験にもとづく具体性をもったものとして田中の言動に表れるのは川俣事件をきっかけとしてであった。その最たるものとして、1900年11月28日の「アクビ事件」と称される官吏侮辱罪をあげることができる。第1審の第15回公判時のことであった。被害民山崎銈次郎が川俣事件で頭部に重傷を負ったことに対し、農民らが巡査から奪った剣を投げたときに頭部にそれがあたったと担当検事が主張したとき、田中は大きなあくびをして「抗議」したのだった。さらにはそれから1ヵ月ほどあとの12月22日に下った、被害民の過半を有罪とする第1審の判決(有罪29名、無罪22名)が司法に対する態度を決定的なものにした。この後の日記には、「予審判事ハ云ふ、議論は採用なしと。而して偽証ハ採用セリ」(1901年1月)、「司法ハ腐敗セザルモ、行政ガ事件ノ根本ヲ製造スルモノナレバ、行政ハ加害者ノ贈与セル悪金ノタメニ働ラキ、悪人ノタメニ動ゴキ、其結果裁判沙汰トナル。司法ノ独立危シ」(1901年2月)としるすようになった。このように司法権もまた機能していないことを痛感することは、それまで非難してきた行政・立法・地方自治などに加え、一切の政治システムが機能していないことを示すものに他ならなかった。これでは政府に問題解決をせまっても、政府が正しく機能することはまったく期待できない。

第3章 憲法・天皇観と直訴

第1節 世論の動向と停滞する農民運動

川俣事件とその裁判がもたらしたものは、いま見た問題にとどまらず、鉍毒問題に対する世論と被害民たちの運動そのものにも大きな影響を与えることとなった。ここでは直訴を必然化した要因の一つとしてこの問題に焦点を当てることとする。

まず、当時の最大のマスメディアである新聞の鉍毒問題に対するとり組み方を見てみる。1897年の第1回押出し以来、新聞報道は何度かの盛りあがりを見せた⁹⁹。そこに田中や東京事務所にいた農民たちの活動があったことはもちろんである。しかし事態が進展しないこともあり、鉍毒問題に対する報道がいくぶん下火になることもあった。そうしたなかで起こった川俣事件は、新聞社の報道をいっきに活発にさせるものであった。だが一部の知識人（弁護士をふくむ）を除いて、かならずしも世論が盛りあがるまでにはいたらなかったようである¹⁰⁰。そしてついには報道もしだいにその勢いを失っていった。

このようななかで田中は、みずから被害地における運動のひきしめに乗り出している。すなわち「沿岸被害地に於ては、今後鉍毒運動を為す者は誰彼の用捨なく片つ端から縛り上げてしまふと云ふ噂さが立ち」「質朴なる被害民は之を信じて甚く失望落胆して復た起つ能はざるものと思ひ込んでしまった」ため、1900（明治33）年3月から被害地にとどまって「鉍毒政談演説会」を開催するとともに¹⁰¹、被害民に裁判の傍聴へ出かけることもうながしたのだった。これらは一定の効果をもたらしたが、12月22日の第1審判決のあと、被害地にもどった農民たちは鉍業停止運動にかかわることを避けるようになった。運動が沈滞化していたことはまちがいない。田中は1901年4月に農民指導者らにむかって「奮発すれば無罪なり。ちゞこまれば罪となるかもしれ不申候。（差引勘定は無用なり）。」（18日）や「世間無害地の人々は漸く正造の申す事を信じ来りたれば、又漸く被害地の人々にして却て正造の申す事をば信ぜざるに至りたり。嗚呼、出獄後の被告人の大責任は沿岸の蒼生を如何にするか。但万事責任は終局せりと思ふか。此難難相手のなき仕事と思ふか。即ち悪奸なる反対なき仕事とおもふか。好時期はいつでもよきものとおもふか。浅薄なる正造の申す事今日ほど信ぜざる事なし。然るに無害地の人々は漸くにして信じ来り候」（22日）と書き送っている（第15巻）。

この書簡からもわかるように、田中は運動のひきしめとあわせて世論形成にも乗り出していたのである。なかでも注目すべき成果は、1900年7月21日に結成された鉍毒被害調査有志会であり、翌年5月21日の鉍毒調査有志会である。これらの会は知識人を中心にしたものであったがしだいに支援の輪を広げていき、11月には「鉍毒地救済婦人会」を発足させるなど、積極的に演説会を開き世論喚起に貢献したのだった。

ところで、1900年12月22日の川俣事件第1審判決を不服として、被害民と検察の両者が控訴したことから、翌年9月20日には東京控訴院で第1回公判がはじまる。これにともなって新聞報道もまた活発化しはじめることになった。とりわけ10月6日から12日までの裁判官らによる被害地の現地検証はそ

明治大学社会科学研究所紀要

れを勢いづけた。この臨検には鑑定人として横井時敬や長岡宗好らとともに、田中や弁護士、鉍毒調査有志会のメンバー、および多数の新聞記者が参加している。記者らは実地検証の記事だけではなく、多くの関連記事も載せていった。そのなかには、毎日新聞の松本英子が11月22日から翌年3月23日まで計60回にわたって「みどり子」の名前で連載したルポルタージュ「鉍毒地の惨状」などをはじめ、11月29日に入水自殺した古河市兵衛夫人為子の記事もある。

このように新聞報道をきっかけとして世論がしだいに盛りあがってきた状況をふまえ、田中は1901年12月5日付の書簡で「鉍毒問題漸くして天下の一大問題の如くニなりて、被害地視察櫛の齒を挽く。国家各府県の志士仁人四方より憤興シ来らんとす。五大法律学校の連合、東京有志の結合、青年会の結合、貴女賢女の結合と各宗教家の団体、甲乙相呼んで提携相成候勢ニ候」と書いている。運動をすすめていくうえで、これを「提携相成候勢」にとどめずその体制（もしくはきっかけ）を作る必要があることはいうまでもない。なおこの書簡が直訴決行の5日前のものであったことに注意しておく必要がある。

他方、世論の盛りあがりに反して、被害民の運動の方はさほど盛りあがりをみせなかったようである。たとえば控訴院の裁判官たちが臨検で被害地を訪れたとき、農民指導者に対して、「惜いかな、被害地の県会議員は一人も同行して被害地に行くものなく、郡会又一人も同情なきが如し。（中略）弁護士東京より数十人、埼玉、群馬数十人なりしに、下野は一人もなし。一人も弁護せず、哀情を述べもせず、判事に同行せず、東京等の弁護士に答礼もせず、実に無人島の下野か」と書き送っている（『全集』第15巻、325頁）。運動が活性化しなかった理由の一つには、農民指導者のなかには田中と異なった運動・考え方を志向するものも現れてきたからであり⁴⁴、もう一つは古河側の離間策がおこなわれていたことがあげられる。1901年に田中が被害民に出した多くの手紙に離間策に注意せよとの内容が含まれている。たとえば9月3日付の原田タケ（田中正造の姪）宛書簡では「方今正造の身ハ離間中傷の中心なり。見よ、大なるものハ被害民と政府と離間され、小なるものハ定助等と正造の間にも充分離間の策ハ行れ、其方どもハ其術中ニ陥りたる憐れなるものなり」と（同上、312頁）。たとえ被害民による運動が沈滞化していても、非命者をこれ以上出さないためにも、早急に問題解決をはかる必要があった。さらには、被害地での運動が盛りあがっていないからこそ、問題の解決がいつそう焦眉の急であったといえるかもしれない。

第2節 議員辞職と憲法観

1901（明治34）年10月23日、直訴のおよそ1ヵ月前、田中は帝国議会議員を辞職した。時期的に考えて、これまでも先行研究が指摘してきたように、10月23日の議員辞職は直訴の決意が固まった証拠だと考えることができる。ただ注目しておくべきことは、それにさきだつおよそ7ヵ月前、第15回議会において彼は、あらかじめ議員辞職をうかがわせる発言をしていた点である。すなわち「来ル十六議会ニ於テ、田中正造ハ出マセヌデモ是ハ国家問題デゴザイマスカラ、如何ナル人ガ此問題ヲ出シマシテモ、伊藤内閣ハ古河市兵衛ノ奴隷ナリト云フコトノ辞ヲ発セラレナイヤウニ、私ハ望ンデオクノデス」（3月22日、『全集』第8巻、423頁）と。またほぼ同じ時、どこまで直訴を意識していたかはこの発言か

らだけでは判断できないが、死を意識したことも言っている。つまり「唯諸君ニ御訴申サナケレバナラナイノハ、御互二人ノ命ハ明日モ期シ難イコトデゴザリマスル、会期は明日デ了ルト云フニ至ッテハ、殊ニ吾ノ如キ年ヲ取りマシタモノハ、是コソ全ク明日ヲ期サナイノデアル、来ル十六議會ハ姑ク措イテ、明日ガ計リ難タイノデゴザイマスカラシテ…」(3月24日、同上、435頁)と。

「毎日新聞」主筆の石川半山に会い直訴を示唆されたのが同年の6月8日のことであるから、それ以前に、たとえ漠然とした形であっても、議員辞職とそれにつづく行動を考えていたことは確認しておかなければならない。事実、直訴直後の「都新聞」には「恐れ多き事にはあるが身を抛つて謹奏を致さうと存じたのは三十二年の1月新年拝賀の朝であつた」と語ったことが報じられ(12月12日)、同日の「時事新聞」には「親しく御裁断を仰ぎ度いと云ふ覚悟で、実は二三年も前から考へて居りましたけれども竟に時期を得ません」とも書かれている。より詳しくしるされている「都」の方が「時事」の内容とも一致しており、田中の脳裏に32年1月初めから直訴が秘められていたことは間違いなさそうである。くりかえすまでもなくこの時期は、前年10月に第3回押し出しを「我々の政府が」政権をとっているからと帰国させたにもかかわらず、まったく政府は機能せず瓦解したあとのことであり、それゆえ田中が政治責任を感じ、保木間での約束上も被害民の先頭に立たなければならないときであった。しかも新年拝賀のときは、天皇をいちばん至近な距離にとらえることができる時であった。直訴が脳裏をかすめたとしても不思議はない。

そもそも直訴自体は、第1章第1節で見た六角家私奸運動のさいに農民たちが「一命に掛けても直訴に及ばむとまで誓め」いたことからわかるように、要求を成就させる手段としては決して突飛な考えではなかったし、実際に田中らは官軍や本家烏丸公に「直訴」をこころみている。ただし木内惣五郎(佐倉宗吾)の例のように、直訴が命と引換えになることは前提として考えられていたと思われる。それゆえに六角家騒動では「一命に掛けても」との決意が見られたのである。したがって1901年3月24日の議会での「御互二人ノ命ハ明日モ期シ難イ」などの発言も、直訴にともなう死を意識したものだっただと考えるとよからう。

ところでいま見た「時事」にはつぎの記事がつづく。「尤も私が議員の籍にある時には、毎年宮中年賀の際などには一同整列して居る前を聖上陛下には極めて徐かに御通過あらせらるゝので、わずか一尺か一尺五寸手を延ばさないでも奏書を奉呈する事は容易に出来るのですけれども斯様な手易い事をしては全体に悪例を示す許りでなく、私は非常の大悪人大罪人となります。自分は構はぬとしても大なる悪例を遺すのが私の一番堪へられない処ですから、不本意ながらも控へて居たので御座ります」と。別の史料によると、議員の身分で天皇に書面を出すことは「議員の職責を侮辱すると云ふものだ」と考えていた⁹⁴。つまり田中は1899年1月から天皇へ直訴することを心に抱きつつも、大運動によって既存の政治システムを動かし、問題の解決をはかろうとしてきたのだった。さらには彼自身の議会活動もあったし、「アクビ事件」にともなう裁判や川俣事件控訴審にも対処しなればならなかった。このため第15回議会で辞職をほのめかしたあともおよそ7ヵ月間も辞職しなかったのである⁹⁵。ともあれ田中は、憲法を破壊しないよう、また議員として「悪例」を残すことがないよう議員辞職したのだった。

明治大学社会科学研究所紀要

それでもなお直訴は、辞職にともない議員としての責任はないが、憲法の下で「悪例」を作りかねないものであることには変わりがない。だが田中には直訴をしなければならない理由があったのであり、その「善後策」ともいえるものを考えていた。

すなわち直訴にいたった理由としては、「限界」を見極めたことを指摘しておく。一つは被害が拡大し、これ以上待てないという「限界」である。第4回押出しにさきだち、田中が請願の趣旨を「天産と水ト人殺しの三ヶ条ニ過ぎず」と被害民に送ったことを紹介したが、被害面積・額は増大しつづけ、非命の死者は増加を続けた。早急に解決がはかられなければならない。第2の「限界」は、第2章で明らかにした、現行の政治システムが正しく機能していないことに対してのものである。いま一度くりかえすと、第15回議会末におこなった質問演説で述べられたように、司法権、行政権、経済、厚生、国家財政、地方制度・自治、国土が乱れ、憲法破壊が起きていた。このシステムの下では、いくら田中が格闘しても、「亡国」状況を変えることはできず、鉅毒問題も解決することはできない。憲法が正しくおこなわれることにこだわった田中にとっては、一方でこれらの問題解決をはかると同時に、他方で憲法にもとづいて存在している政治システムの健全化をはかる必要があった。

第3の「限界」の見極めは田中自身の身体に関するものであった。田中が親戚や農民らに出した手紙を見ていくと、病気、それも脳病という言葉が1901年はじめから多くなり、とくに4月以降しだいに病状が悪化していったようすがわかる。たとえば5月11日には、甥の原田定助夫妻に宛てつぎのように書いている。一部を抜書きしておく（『全集』第15巻、265～266頁）。

○正造脳病ハ遺忘性ヲ増長シテ危険多シ

○彼是日夜運動中日夜脳病ニ苦メリ。正造ノ脳病ハ無形病ナリ、肉体ノ健不健ニ係ラズ候。幸へ近日来肉体ハ健全ナリ。脳ハマスハ不出来ナリ。脳病ハ全ク無形病ニテ、医師ニモ分リ兼ルモノナリ。

○約言セバ元気、力、記憶、忍耐、思慮、活発、精細等の妨ゲヲ為ス病ニテ、非常ノ難病ナリ。凡人類中思慮を要スルモノニシテハ此上ナキ難病ナリ。然れども此病ノ害ヲ受ケザルモノハ、我精神潔白、正直、短気、怒気等ノ要部ハ依然トシテ居レリ。（中略）正造ノ病氣ハ一人ノ病ニアラズ、天下ノ病ヘナリ。故天下全快セバ正造尚十年ノ寿ヲ有セリ。天下今日ノ如クシテ被害民ノ死命ヲモ救フ能ハザレバ、正造ノ命数ハ本年ノ内ニアリ。乞フ、決シテ痛ムナク、偏ニ天下ノ形勢ト正造ノ命数トヲ比較シテ、此予言ノ余リニ誤ラザルコトヲ記憶セラレヨ。

たんに脳病のことを言っているだけでなく、後半の部分では直訴を暗示する表現がある点に注目しておかねばならない（くり返すまでもなく石川半山との直訴打ち合わせの前である）。なかでも「天下全快セバ正造尚十年ノ寿ヲ有セリ」との表現は興味ぶかい。もし直訴をしないですむなら、あと10年間は生きられると述べているととらえることができるからである。そのあとの「天下今日ノ如クシテ被害民ノ死命ヲモ救フ能ハザレバ、正造ノ命数ハ本年ノ内ニアリ」との対比において、この点は十分に強調

されなければならない。

なおあと10年間生き長らえると書いてはいるが、現実には田中の病状はわずかながら悪化していったようである。8月9日に姪の原田タケ夫妻に宛てた手紙には、「正造の脳病本年一月六日参りたるときよりも少、甚しくなりたり。但し、幸へ目まいハ無之候。只失念、遠忘激しくなり候。思慮欠乏、忍耐損耗せり」とあった。一月に病気になったときには、「明日を期すべからず」として、遺言を残そうとタケ夫妻をたずねたのだった（『全集』第15巻、222、311頁）。8月段階ではそのときより悪化していたことがわかる。さらに9月3日に姪に宛てた手紙には、「正造尚数年壮健なれば、間接ニ保護すべきも、最早事理遅く百事行届かず、且ツ明日を期せず。正造ハ最早用るなき場合なり」と書かれている（『全集』第15巻、312頁）。小松が指摘したように、「意味ある死」を求めたと考えても不思議ではない。

いま見たように田中は、亡国状況をあらため、鉅毒問題を解決するため、老いていく自分を引換えようとしたのだった。とはいえ、たんに突発的に、命とひきかえてそれをやったわけではない。議員辞職にあたり、後継者をつくり、その人物らをとおしての議会活動の継続を企図していたのである。その意味では、議会に対する失望から議会を去ったという見方は適切ではなく、政治活動の継続、さらには鉅毒問題への後継者によるコミットも企図していた点にもっと注目すべきである。

以下ではそうした、田中の思想と行動の重層性を、辞職にかかわる一連の行動によって明らかにする。

議員辞職を田中が支援者に正式に表明したのは、1901年1月19日のことであった。蓼沼丈吉（田中の辞職後にその地盤を引きついで衆議院議員となる）宛て書簡では、「正造国会議員も今回で切り上げます。（中略）二十余年間一日の如くやつてやりぬけられぬ小生、老へて止むなく辞退して後進者を出さんと決心いたしました。其最後の年しであります。」また村山半（佐野町長で田中の有力な支援者）宛てでは、「○文略、小生儀今回限り位にて議員は切上げに致度決心に候。○已に昨春二月十三日の議場と覚、右の事情を陳述せしに事故あり、今日に遷延致し居り候始末に候。突然の様に御汲取有之候ては恐入候得共、昨春より相発し居り候事に付、夫々後進者中御準備にも可有之事とも被相察候」と書いている（以上『全集』第15巻）。

田中が議員辞職について議会内で言及していたのは、村山宛て書簡に書いた1900年2月13日ではなく、2月15日のことであった。田中はつぎのように述べている（『全集』第8巻、256～257頁）。

此田中正造ハ衆議院議員デゴザイマスルカラシテ、自分ノ選挙区ノ関係ガアルカラヤルナゾト云フヤウナ、馬鹿ナ説ガ此議場ノ中ニ勢力ガナクテモ一人デモ二人デモ左様ナ御方ガアルタメニ、此被害民ノ不幸ヲ被リ、又国家ノ不幸ヲ被ルト云フコトノ不都合ガゴザイマスレバ、私ハ又議員ヲ罷ルノデゴザイマス、今日ニモ罷メルノデアリマス、サウ云フ若シ方ガアリマスル位ナラバ、私ハ罷メテモウ議場へ出ナイデ、蔭ニナッテ諸君ノ御小使ヲシテ働カウト思フノデゴザイマス、（中略）サリナガラ今日辞表ヲ出シマスレバ、明日ハ演壇ニ登ルコトハ出来マセヌカラ、今一場ノ御話ヲ致シテ議員ヲ罷メマスル積デゴザイマス

明治大学社会科学研究所紀要

この1901年2月15日は、川俣事件発生から2日後であり、憲政本党を脱党した日である。この段階では、政党離脱の理由と同じく、鉱毒問題を解決するために議員辞職を考えていたことがわかる。だが裁判や、いまから述べるように支援者からの反対があり、議員辞職することなく、議会で諸問題の解決を訴えつづけなければならなかった。この過程で、司法権をふくむ政治システム全体が機能していないことが一段と明らかになったことはすでに述べたとおりである。また離間策もさかんにはなされた。こうしたなか、彼の議員辞職を決定づけたものは、1900年12月22日の第1審における多数の農民たちに対する有罪判決、ならびに上に言及したように、1901年1月6日に遺言を残そうとしたほどに田中の病状が悪化したことにあると考えられる。

ところで先に紹介した1月19日付け書簡のあと、2月5日には同じく村山半に宛ててこのような手紙を出している。これによって、1900年段階では支援者らを中心に議員辞職反対があったこと、また今回の辞職のために根回しが必要であったことがわかる。

先日突然の如くに小生今回限りにて辞職致度候間、夫々御準備有之度云々を蓼沼、川俣両君と貴下三氏丈に申上候様に覚へ候。然る処右は未だ昨春辞任に反対せし近藤貞吉氏、山田、玉生、江守外数名及在京鈴木重遠氏他十九人の政友に何等の打合せを致すの余地なきまま、只愚意の見込を申上候次第なれば、一時前便御預り被下度候。但し取消には無之候。只暫らく議會閉会頃まで御預りに相願度候。

蓼沼らに再度辞任を表明するのは、1901年7月10日のことであった。「正造最早止むなく年長し。期熟して議員を辞す事に致したるものなり。只へボな余り長いから杯と云ふにはあらず。勤める事が骨が折れるからである。骨を折るは厭はねど、社会のために不利益であるからだ」と（『全集』第15巻、301頁）。そして10月23日に、ついに辞職するにいたった。

なお直訴を目前にした1901年12月3日には、姪の夫である原田勘七郎に宛て「原田勘七郎モ亦蓼沼氏トノ中ヲ隔テラレタリ。(中略)用心シテ早ク離間サレルナヨ。蓼沼氏ノ災難救ヘ賜ヘ」と書き送っている。さらに6日には、被害民に宛てて「東京表市兵衛の廻しもの、ため常々手紙を取られて困り申候事多年なり。貴下等より蓼沼氏ニ送る大切の手紙ハ必ず親展ニいたし、もしくハ御書留可然」とも書いている。後継者である蓼沼への気遣い、つまり国会での政治運動と鉱毒問題に対する運動の継続性に心を砕いているようすがよくわかる。

第3節 天皇観と直訴状

本稿の冒頭「問題の所在」で言及したように、直訴からおおよそ1週間たった1901年12月18日、妻に宛てて田中は、直訴がうまくいったなら「上下の御為め此上なき事に至るべき」と書いた。直訴が成功し、天皇にとってよい状況とはいかなるものなのか。以下では大日本帝国憲法の枠組みのなかで、これまで明らかしてきた政治システムの状況をふまえ、それらの政治システムと天皇の関係を田中がどのよ

うにとらえていたのかを分析することにする。これによって田中が天皇に何を求めていたかが浮かびあがってくる。

1. 行政府と天皇

まず、1891（明治24）年9月の日記に「憲法解義の独特」と題して示された田中の考えを見てみる（『全集』第9巻）⁹⁴。ここでは信任投票問題を手がかりにする（便宜上、A、Bと記号をつける）。

A. 憲法の要とは責任を云ふ。日本国民たるもの憲法上の責任を負はざるものなし。天皇陛下独り其責めを負はず。故に大臣之れに代るなりて其責めを負ひ之れに代ると云ふは、天皇の大権に代るの意にあらず。只天皇は犯すべからざるの故を以て、大臣代て其責めに任じて、罪あれば其責めに服すを云ふ。

B. 孰れの国とい、ども国家に責任を負はざるの良宰相ありや、良将ありや。若し大臣にして、其宰相にして、責めを国家に負はざるものあれば、之れ必ず暴政汚治なり、若しくは野蛮政治なり。甚へかな、立憲国の大臣にして其責任を避くる、自ら不忠不義を表白するものなり。

A、Bともに、憲法規定上の天皇の不可侵性をもとに、大臣が責任を取るべきことを述べている。さらにBでは、責任を避けることは「不忠」「不義」であるという。そのかぎりにおいて、当然のことながら政治責任を追及するばあいには、大臣・行政府に対しておこなわれることとなる。

つぎに第4議会（1892年11月29日開会、1893年2月28日閉会）における軍艦建造費をめぐる問題化した「一銭一厘」問答をうけて⁹⁵、自由・改進黨による内閣弾劾上奏問題と、そのご天皇から出されたいわゆる「和協の詔勅」の問題について簡単に見てみることにする。いま見た天皇と行政府の関係が、現実の政治の場ではどのようにあつかわれたか、またそれに対する田中の対処のし方を明らかにするためである。

内閣弾劾上奏案が衆議院に提出される前日の1893（明治26）年1月22日、田中は神田にあった錦輝館においてつぎの演説をおこなった。一部を紹介する。

今の政府を倒さうとせずとも自然と倒れる。義務を重んじない、国家に尽くす義務を重んじない、何れの国でも政府なるものが義務を重んずるから其手際は御無理でない。上に居る政府なるものが義務を忘れたと云へば亡ぶるの時である。此亡ぶるの時は如何にしても救ふことが出来ないのであるから、我々はどうも仕様がなから手空しにして居って政府の倒れるのを見て居る斗りである。併しながら只見て居ると云ふことには往かないから此義は 天皇陛下に上奏を致して御訴へ申して置かねばならぬと云ふことでござります。

つまり政府が正しく機能しないことによって生じる政治混乱・政治的空白を避けるために、天皇に訴えると主張している。現実には、この上奏案が上程されるとすぐに衆議院は15日間の停会を命ぜられ

た。その後、議会開会前に負傷したため休んでいた伊藤首相が復帰し、議会と内閣の和衷協同を説いたが衆議院で弾劾上奏案は可決される。これを受けて、伊藤が天皇に対して詔勅を奏請した。そして天皇は「和協の詔勅」を発したのだった。これは「国家軍防ノ事に至テハ、苟モ一日ヲ緩クスルトキハ、或ハ百年ノ悔ヲ遺サム。朕茲ニ内廷ノ費ヲ省キ、六年ノ間毎年三十万円ヲ下付シ、又文武ノ官僚ニ命シ特別ノ情状アル者ヲ除ク外、同年月間其俸給十分一ヲ納レ、以テ製艦費ノ補足ニ充テシム。朕ハ閣臣ト議会トニ倚リ、立憲ノ機関トシ、其ノ各々權威ヲ慎ミ、和協ノ道ニ由リ以テ 朕カ大事ヲ輔翼シ、有終ノ美ヲ成サムコトヲ望ム」というものだった。

この勅令が出されたことはその後の田中の思想と行動を見るさいに興味おかいものである。というのも一つには、詔勅の内容とそれまでの田中の主張点が似ており、以下に見るような「確信」をもったと思われる点である。すなわち、1893年1月10日、田中は議会で海軍臨時費について質問をおこなった。そのなかでコロンブスが船を作るにあたって、スペインの「女帝ガ髪ノ上ノ道具ヲ売ッテ」資金を調達したとの例をひくとともに、前総理の松方正義が寄付をするのもよいだろうと述べている（『全集』第7巻、145～146頁）。そして実際に天皇から出された「和協の詔勅」は田中に主張にきわめて近いものだった。翌1894年11月19日に茨城県でおこなった「予算、勝算、及決算」という演説のなかで田中は、「或る議員ハ海軍ニ向テ左之質問を試ミました」とのべて、上記のスペイン女王の逸話を紹介している（『全集』第2巻）。そのうえで、つぎのようにつづけているのである。

此質問ニハ流石ニ答弁ノ詮スベナク夫ヨリ数日の後ち勅令ハ出デタリ。官吏俸給十分一ヲ納附せしめ軍艦製造の資トセリ。皇室モ又年々三十万ツ、ヲ御下附アリテ六ヶ年間毎年一百四十七万円ツ、六ヶ年合金八百余万円ヲ^テ憤発シテ政府の熱心ヲ社会ニ発表せしめしハ誠ニ君子ノ争ト云フベシ。（右質問者ノ名ヲ示スベシ。ハイ憚ナガラ不肖正造です。）

最後の括弧中の文章からわかることは、坂野も指摘しているように、「田中は自分のコロンブスの逸話が『和協の詔勅』となってあらわれたことに自慢であったにちがいない」¹⁰という点である。括弧のなかの文章もふくめて、ほぼ同じ文面の演説草稿（12月5日付）が存在することもこの指摘を補強しよう。その草稿のなかで「茲ニ政府ハ熱心ニ議会ニ示シ、議会モ又軍艦製造ヲ可決セリ。此争ヤ誠ニ必用ナ争デアリマシタ」と書いている（『全集』第2巻、203頁）。

つまり詔勅は田中にとって「自慢」であり、望ましいものだったのである。このことは田中に対して、1. 天皇は正しいことをしている、2. 天皇は自分を認めてくれた（あるいは自分に同意してくれた）と感じさせたのではなかろうか。「ハイ憚ナガラ不肖正造です」との表現は、そう考えるに十分である。ただし視点をかえてみると、1. この詔勅は政党側からの上奏と政府側からの奏請によってもたらされたものであり、上奏がなければ出されることが無いものである、2. 議会は帝国憲法第49条の規定によって上奏することができるが、議会が「正しく」機能しないときには成果を望むことができないものである。こうして生まれた「確信」が、議会をとおしての上奏ではなく、直訴を必然化するもう一つの

理由であったと思われる。

ところで田中が、自分の意見と詔勅の内容が似かよっていたことを喜んでいたにもかかわらず、そのような「聖断」は憲法を破壊するものと否定的にとらえていた点について付言しておく。すなわち1893（明治26）年2月22日の議会演説で、「暴君ガアツテ此度ノ詔勅ノ如キモノヲ以テ……、（中略）度々アツトラドウシタモノデアル、ガ官吏ノ俸給ハ悉クナクナツテ仕舞フ場合ガナイト云フ訳ニハ行カナイデアルガ、サウスルト憲法ノ効力ト云フモノハナクナツテ仕舞ウ」と述べるとともに、最後に「更ニ発言シテ差支ナケレバ私ハ高田君ノ説ニ賛成シマス」と、詔勅による減俸の手続きが違憲であると発言した高田早苗を支持したのだった（『全集』第7巻、157～158頁）。また翌1894年には、「和協の勅令」を「一種変態ノ勅令」と呼び、⁹⁹「勅令ヲ出セバ予算ヲ破ルカラ憲法ヲ破ルカラ」¹⁰⁰とも書いている。

このような勅令を否定的にとらえる考え方は、「ハイ憚ナガラ不肖正造です」と発言し、詔勅を歓迎していたことと一見すると相反するように見える。だが田中は詔勅がたびたび出されたばあい、憲法の効力を失ってしまうといているのであって、詔勅自体を否定しているわけではない。まして「和協の詔勅」は、「必用の争」の結果出されたとしていたのである。さらに、詔勅と憲法の問題を直訴との関係で見てみるなら、もし憲法自体がすでに破壊されているなら、詔勅が憲法を「破る」ことはない。逆に破壊されている憲法を回復するためには、直訴がきっかけとなりうるのであった。

2. 家族国家観と天皇観

田中が受けた教育がどのていど勤皇色が強いものであったかは判然としない。そこで演説や書かれたものとおして、田中が天皇に求めたものを明らかにすることにしたい。

まず1900年2月23日に出された「政府ガ 皇室ノ尊榮ヲ冒瀆シ憲法ヲ無視スルノ甚ダシキ儀ニ付質問書」（『全集』第8巻）を見てみる。天皇と国民だけではなく、官僚や憲法にも言及しているので全文を引用しておく。

陛下ノ赤子タル被害地ノ人民ガ奸商古河市兵衛ノ為メニ祖父伝来ノ家産ヲ蕩尽シ其骨肉ヲ殺傷セラル、ニ忍ビズ、之ガ救済ノ道ヲ求ムルモ陛下ノ補弼タル百僚官吏ハ憲法法律ノ恩恵保護ヲ殊ニ被害民ニ限リテ与ヘザルノミナラズ、却テ時々暴威暴力ヲ以テ之ニ臨ミ自己ヲ利センガ為メニハ憲法ノ全部ヲ破壊シ法律ヲ濫用シ又法律以外ニ突出シ良民ヲ殺傷スル等、是レ一視同仁ト勅ラセ玉ヘタル 陛下ノ臣民タル一部ノ良民ヲ虐待スルモノニシテ、是レ 陛下ノ聖旨ニ大ニ違ヘタル者ト云ハザルベカラザル、之レ皇室ノ尊榮ヲ冒瀆スルノ甚シキ者ト恐察ス

「陛下ノ赤子」「陛下ノ臣民」「陛下ノ聖旨」「皇室ノ尊榮」など、天皇に関係する表現がたいへん多いことに気がつく。赤子たる被害民を救済しないことは、聖旨に反し皇室の尊榮を冒瀆することになるというのだ。この質問書は川俣事件が発生してから10日後に出されたものなので、政府を追及するレトリックと見ることはできないわけではないが、よく知られているように、田中はこれ以外にも天皇と国民についてさまざまに述べているのである。

明治大学社会科学研究所紀要

たとえば1901年2月の日記がそうである。長くなるが、一部を抜き出してみる（『全集』第10巻、230～231頁）。天皇を「上」ととらえ、その威徳をたたえた文章を見ることができる。

北清ニ我軍分捕せぬハ陛下の御徳ヲ表スベシ。国民の氣質を表するニ足ル。上ト下トハ忠実ナリ。家ニアツテモ外ニアツテモ忠実ナリ。行政官ハ国費ヲ濫用シ及分捕ス。外ニ分捕セヌハ未ニ勢力ノ至ラザルモノカ。否、軍人ノ正直ナルガタメナリ。

憲法ヲ守ルモノナシ。本義、ケ条、精神、今何処ニアルカ。明文ニ背カザレバ足レリトスルカ。（中略）議論ハ執レデモ、上天皇ノ御徳ヲ損ジ、下人民ノ困難スルコトアラバ、之大臣ノ責任ナリ。

憲法ナキトキハ帝ヲ敬スルコト神ノ如シ。今憲法出来テヨリ尊嚴ヲ失フコトアラバ奈何。憲法ハ古来以前ノ尊崇ヲ保タンタメナリ。人民ハ以前ニモナキ難有権利ト義務トノ区別ヲ判明ニシタリ。中央ノ政府ハ権限ヲ守ルニ過ギザルニ、今ヤ然ラズ。上下ヲ掠メテ中央独り權威ヲ専ラニセリ。

○国民勤王ニ厚キコト世界無比、勤王心ヲ利用シテ、国体ヲ利用シテ、権勢ニ取り入り、而テ普通ノ社会ヲ圧ス。奸商御用商人等スラ国体ヲ利用セリ。此勤王心ヲ利用スルコト狡猾極マリ

○維新ノ蒼業ハ陛下ノ御名ニアリ。今マ奸臣、道ニ横ハリテ御名ヲ乱用シ、御名ヲ以テ国家ヲ亡滅スルニ用ユ。終ニ多クノ人ヲ殺スニ至ル。多クノ国費ヲ乱用スルニ至ル。

天皇へのこうした態度は、明らかに被害の深化過程とともに顕著になってきたものだが⁹⁴、それはちょうど期を同じくしておこった明治30年代以降における「家族国家観」の形成に負うところが大きいのではなかろうか⁹⁵。たしかにこれ以前にも勤王色がつよい発言を散見することができるが⁹⁶、日清戦争を契機として天皇制国家が確立してきたことが影響を与えたと考えられるのである。なおいうまでもなく反面で、そのようななかで天皇を持ち出すことは、政府を追いつめるものであり、世論を喚起しうるものであった⁹⁷。

こうしたことは天皇への言及と対をなす、田中の国民のとらえ方にも見ることができる。けっして厳密なものではないが、大体の傾向は、日清戦争以前には「人民」と呼んでいたものが、日清戦争中は「日本人」や「日本ノ人」、それ以降は「国民」、「人民」、「臣民」と呼ぶことが多くなる⁹⁸。もちろんさきに紹介した1900年2月23日の質問書がしめすように、「臣民」は年々多くなっていく。田中はこれらに対して区別をしていた（あるいは、しだいに区別するようになっていった）ようである。たとえば1894年1月1日づけで出したはがきに、「国に臣民あり然れども憲法的動作をなして年を越ゆるにあらざれば国の臣民にあらざるなり 国家の責任及び臣民の義務誠に重し 天皇は神聖なり 侵すべからざるに憲法の実を挙ぐる能はずんば王室の尊榮を奈何せん 亦国民の幸福を奈何せん 臣民の責亦誠に重し」と書いている。臣民を天皇制下の人民ととらえ、国民を政治の対象としての大衆（人民）とみなしていたといえよう。他の用法も見てみると、人民＝国民と考えてまちがいはなさそうである。

最後に、田中が「明君」の存在を願望していたと考えられる点をのべておく。1898（明治31）年1月24日に雲竜寺の黒崎禪翁らに出したはがきにつぎの歌が書かれている（『全集』第14巻）。

○明君二代りてよめる此旧暦の正月、国家多事のさまを見て

○目出度やかなしもしらぬ民くさの無邪気を見ればいとどかなしき

この歌は前日の23日に作られた狂歌、「御目出度やかなしもしらで我国の無邪気を見ればいとどかなしき」をもとに改作されたことはまちがいない（『全集』第15巻、11頁）。つまり23日の狂歌は田中の心情を詠んだものであり、はがきに書いた方は「明君」ならこうするであろうとの田中の予測であり、期待である。田中は明治天皇が被害民を見て嘆息してくれる、「明君」であると考えていたであろう。現実にも、「和協の詔勅」にせよ、日清戦争時の日本軍の行動にせよ、直接的・間接的に天皇の威徳が示されていることから、天皇を明君ととらえていたと考えてよい。

ここで一つ確認しておきたいことがある。それは田中が、明君＝天皇が「いとどかなし」と嘆息するであろうと予測・期待してはいるが、そこでイメージしている明君は、嘆息するばかりで問題解決には向かっていない点である。田中はこの段階では、天皇が問題解決に乗りだすことを望んではいなかったと思われる。事実、すでに述べたように当時は、田中は農民の押出しを「小運動」ととらえ、政治システム内での問題解決を目指していた。これこそが憲法に合致した政治活動であった。

3. 直訴状

ここでは田中が直訴状にどのような思いを込めたのかを分析する。これによって、直訴自体の意味を明らかにしようとするものである。

布川の指摘によれば、直訴状に対する正造の訂正は、『全集』に記載されたものも完璧ではない¹⁰⁴。だが本稿の展開上は本質的な違いはないので『全集』（第3巻）を手がかりに論を進める。

直訴状を引用しながら訴状の構成について見てみるとつぎのようになる（引用箇所は田中の修正どおり）。すなわち、直訴は万死に値するが、それでもそうしなければならない理由があったとし、「伏テ望ムラクハ 陛下深仁深慈臣ガ至愚ヲ憐レミテ少シク乙夜ノ覽ヲ垂レ給ハンコトヲ」の前置きがある。つづけて被害の現状、田中のこの問題への取り組みについて歴史的に紹介したあと、天皇の国内における位置づけを述べ、つぎのように記している。

陛下ノ地ト人トヲ把テ如此キノ悲境ニ陥ラシメテ省ミルナキモノ是レ臣ノ黙止スルコト能ハザル所ナリ。

伏テ惟ルニ政府当局ヲシテ能ク其責ヲ竭サシメ以テ

陛下ノ赤子ヲシテ日月ノ恩ニ光被セシムルノ途他ナシ。渡良瀬河ノ水源ヲ清ムル其一ナリ。河身ヲ修築シテ其天然ノ旧ニ復スル其二ナリ。激甚ノ毒土ヲ除去スル其三ナリ。沿岸無量ノ天産ヲ復活スル其四ナリ。多数町村ノ頽廢セルモノヲ恢復スル其五ナリ。加毒ノ鉅業ヲ止メ毒水毒屑ノ流失ヲ根絶スル其六ナリ。如此ニシテ数十万生靈ノ死命ヲ救ヒ居住相続ノ基ヘテ回復シ其人口ノ減耗ヲ防遏シ、且ツ我日本帝国憲法及ビ法律ヲ正当ニ実行シテ各其權利ヲ保持セシメ、更ニ将来国家ノ基礎タル無量ノ勢力及ビ富財ノ損失ヲ断絶スルヲ得ベケンナリ。

そして最後に「伏テ望ムラクハ 聖明矜察ヲ垂レ給ハンコトヲ。臣痛絶呼号ノ至リニ任フルナシ」と結んでいる。

以上からわかるように、田中が天皇に望んだことは二つだった。一つは直訴状に目を通してくれることであり、もう一つは自分の意見に耳をかたむけてもらうことであった。その自分の意見とは「政府当局」に責任を果たさせることであり、それによって、水源を清める、川からの恵みを回復する、毒土を除去する、沿岸の天産を回復する、町村を回復する、鉱業ヲ停止して流毒を止める、生活基盤をととのえ人口減少を止める、憲法・法律を実行させ権利を保障する、そして国家の基礎となる勢力・富財が失われることをなくすというものだった。これらは議会で一貫して政府に求めてきたことであり、天皇への輔弼責任としても問うてきたことだった。いまそれらを天皇に対するものへと次元をかえ、実態を知らせようとしたのだった。

つまり直訴は、その内容（さらには「謹奏」と書かれていた直訴状の表書き[●]も）がしめすように、まったく天皇にすぎるものではなかったのである。天皇に事実を知らせ、輔弼の任にあたっている大臣（行政府）を機能させることにそのねらいがあった。もちろん行政府を機能させるさいには、天皇から大臣に対して、何らかの形で「命令」がなされることが前提とされていたことはまちがいない。行政が機能せず、現行の政治システムのなかで問題を解決できない、そのなかで鉱毒被害が拡大していく。まさに亡国状況にある状況では、直訴が悪例となる恐れはあるにせよ、天皇がこれを正す必要があると考えたのではなからうか。それこそが「明君」に求められるものであり、まさに天皇にとっても「此上なき事に至る」ものあった。

なお蛇足ながら、幸徳秋水が作成した直訴状に30カ所も修正した事実は、天皇に正しい事実を伝えることを目的としていたからで、天皇の適切な判断を期待していたことの証拠となるものであろう。たんに世論の喚起を目的としていただけならば、直訴におよぶ寸前まで訂正をするといった作業は必要なかったと考えられる。

おわりに

田中が妻カツに宛てた手紙をきっかけにして、田中が直訴に何を求めたのかを分析してきた。直訴に込められたものは、じつに多岐にわたっており、たんなる戦略としてとらえることができないものであった。簡単にふりかえると、1. 三権をはじめとする政治システムが正しく機能しておらず、議会での活動を通してこれを正すことができない。2. 鉱毒被害は拡大する一方であり、死亡者も増加する。3. 「我々の政府」が機能しないことがわかり、保木間での約束にしたがって第4回の押出しに注力するが、これも弾圧されてしまう。4. 川俣事件以降、被害民の運動は衰退し、マスコミの報道は多くなったり少なくなったりとゆれがある。5. 身体的に「限界」を感じる。こうしたことから、世俗の政治システムより一段上にあり、それを治めるべき天皇に行動を求めた。それは「政府当局」を機能させることに他ならなかった。将棋の「王手飛車」でいうなら、これこそが「王手」だったと考える。

だがそんなに簡単に直訴が成功するとは考えられない。かりに直訴が失敗しても（そのさいには、殺されることが前提であり、少なくともけがをする）、それだけで世論を沸かし、多くの国民に被害の実態を知らせ、さらには政府もしくは天皇を動かすことができるかもしれない。これが「飛車」であった。さらには其れにも失敗しても、直訴とそれによる田中の死傷は沈滞化している被害民の運動にもういちど火をつけることができるかもしれない。複数のねらいがあったと考えられるのである。もちろんこれらはけっして「昏迷と憔悴」などから生まれたものではなく、ある意味で冷静な判断があった。政治活動の後継者を準備していたことからもうかがうことができる。

いずれにせよ、政治システムを機能させるために、田中は天皇の「聖断」を期待していた。そのためにも正しい情報を伝えようと、奏文に推敲をかさねたのである。そこに見られるものは、天皇否認の論理などではないし、天皇の責任追及でもない。六角家私奸運動時にみせた「上に赫々の光明ありて奸臣等の胆為めに寒さを致すの君主」、すなわち明治天皇＝明君に本来のあるべき姿を求めていたといわねばならない。そして三権を正しく機能させる役割を演じることができもの、それは明治憲法下では天皇しかない。だがそれは悪例となりかねない。その田中の逡巡があったと思うが、うえに述べた状況を解決しうるものが天皇しかない以上、「和協の詔勅」のような「一種変態」のものであっても、「聖断」が必要だったのである。

確認しておきたいことは、田中が立憲国家における、近代政治家として行動し、政治システムにヒエラルキーのなかで政治ルール（順を追った請願や議会活動）にもとづいて問題の解決をはかろうとした点である。つまり加害者・加害企業である古河に矛先が向かうことなく、あくまでその政治のルールにそった対応をつづけたのであった。この点は十分に強調されなければならない。

ところで、筆者は田中が天皇主義者であったかどうかを問題にしているのではない。たしかにまがりなりにも憲法が存在するなかで、天皇への直訴、「聖断」への期待などは一見すると時代錯誤のように見える行動である。さらには日清戦争前後にナショナリズムが高揚するなかで、田中にも天皇への傾倒が顕著になったことはたしかである。だがくりかえし述べてきたように、直訴は冷静な状況判断のもとでおこなわれたものであった。第二次世界大戦後、今日までつづく「天皇制＝悪」あるいは「否定されるべきもの」との視点からこの直訴問題をとらえることは、問題を見誤らせることになりかねず、本稿の冒頭で指摘した多様な問題の理解を阻害することにもなりかねない。時代状況をふくむ、幅広い視野での考察が不可欠である。

なおこの天皇制をめぐる問題を理解するには、六角家私奸運動のさいに田中が勤王派的な行動をとったり、佐幕派的な行動をとったりしたことがあったことに対して、「昔話」のなかで書いていることが示唆に富む。すなわち「一見妙に見えて正造には本領がないのかしらと思はるゝ節も多かめれども、其れには種々込み入りたる事情の存するあり」と。現実の政治にたずさわるなかでは、一つの価値観からだけでは解決できない問題が存在することはまちがいない。新しくつくられた、三権分立を原則とする政治ルールのなかで、その枠を逸脱することなく、枠ギリギリのところまで可能性をさぐりながら問題解決にとりくんだ田中正造の「したたかさ」に、われわれはももっと注意を払う必要がある。またこ

明治大学社会科学研究所紀要

のことは、近代的な思想を持ち、行動した政治家・田中正造をはっきりと浮かびあがらせることになる。

注

- (1) 拙稿「田中正造研究——直訴報道と研究史」『明治大学社会科学研究所紀要』第34巻第2号、1996年。
- (2) 雨宮義人はその著書のなかで、直訴後比較的早い段階で出版された、山背速子の『義人田中正造翁之反面』、栗原彦三郎の『感泣録』、『義人全集』および木下尚江の『田中正造翁』『田中正造の生涯』には直訴の契機がまったくかほとんど言及されていないとし、「二、三氏がいにこれにふれるところないのは、当時正造を知るものにとつては、心中密かに予感のあり、当然の成り行きとして、さしたる疑問の焦点とは覚えなかつた自明の理であつたのであろう」と書いている（雨宮義人『田中正造の人と生涯』、茗溪堂、1954年、209～212頁。1971年の第2版では167～169頁）。
- (3) 同上、217頁。第2版173頁。雨宮は直訴直前に、川俣事件をめぐる裁判・支援活動などが「一段と有利に展開しつつあったのであり、正造の活躍の場は窮したとはいえないのであって、正造のこの度の直訴をなさしめたゆえんが、単に万策つきた最後の手段とのみいっただけでは納得行かぬのである」（同上、211～212頁。第2版169頁）とし、何らかの意図のもとに直訴がおこなわれたとの前提で考察をおこなっている。
- (4) 林竹二『田中正造 その生と戦いの「根本義」』、田畑書店、1977年、108頁。なお別の個所では「議会を捨てたといっても、鉅毒問題から手を引くということではない。そうではなくて、議会にとどまっても、鉅毒問題解決の見通しはまったくないということを見届けると、議会を捨てたのであります」（同上、241頁）とし、あくまで鉅毒問題の解決が目的であったとしている。
- (5) 遠山茂樹「田中正造における『政治』と『人道』」（『経済と貿易』109、横浜市立大学経済研究所、1973年、37～38頁）。
- (6) 田村紀雄『渡良瀬の思想史 農民運動の原型と展開』、風媒社、1977年、235～236頁。
- (7) 中込道夫『田中正造と近代思想』、現代評論社、1972年、306～309頁。
- (8) 同上、179頁。
- (9) 東海林吉郎「足尾鉅毒事件における直訴の位相——戦略構想としての直訴の浮上と『石川半山日記』にみるその展開」（渡良瀬川研究会編『田中正造と足尾鉅毒事件研究』第1号、1978年、67～167頁）。
- (10) 東海林吉郎・菅井益郎『通史足尾鉅毒事件 1877-1984』、新曜社、1984年、109頁。なお東海林は『栃木県史』通史編8・近現代3（栃木県史編さん委員会、1984年、894～895頁）でも同様の論を展開している。
- (11) 由井正臣『田中正造』、岩波新書、1984年。および「田中正造における明治憲法観の展開」（遠山茂樹編『近代天皇制の成立』、岩波書店、1987年）。
- (12) 山本武利『公害報道の原点 田中正造と世論形成』、お茶の水書房、1986年。
- (13) 小松裕「田中正造における憲法と天皇」（熊本大学文学会『文学部論叢』第21号、史学篇、1987年、79頁）。
- (14) 同上、82頁。
- (15) 小松裕「正造の直訴をめぐる」（朝日新聞宇都宮支局編『新・田中正造伝 現代に生きる正造思想』、随想社、1992年、96頁）。
- (16) 『田中正造全集』（以下『全集』）第15巻、岩波書店、1978年、355頁。
- (17) 本稿では、田中正造や農民等の行動に「運動性」を認めることから、これを「私奸運動」と呼ぶことにする。
- (18) たとえば、前掲『田中正造の人と生涯』、30～31頁（第2版は24～25頁）。
- (19) 前掲『田中正造と近代思想』（158頁）は領主に差し出した第1回目の上書を直訴の「原形」としている。だが本論ではこの第1回目以外の上書を「原型」と捉える。
- (20) 「六角家私奸始末」（十二）の表記による。同（十一）では「陳情的願書」と書いているが、内容的には「強効的」の方が実態に合致している。
- (21) 『全集』第1巻、247頁。「奇談随筆」のなかで、11歳のときの体験として記している。
- (22) たとえば地方自治を「国家の統治システム」ととらえることは、田中の思想のとは合致しない。「自治」シス

- テムととらえるべきだが、ここでは実態に注目するとともに、トータルなシステムの一つとして見ることにする。
- ②3 翌25日にも質問書追加に関する発言、演説要求があるが議長とのやりとりにすぎない。
 - ②4 本論でこれ以降に述べるように、田中の思想に深化がみとめられるだけでなく、その時々（政治状況）によって彼が力点をおく箇所が異なっているため、直訴にいたる思考過程を直線的に描き出すことはできない。本来であれば被害民の活動と政府側の対応をおりませることによって、権力認識の推移をいっそう明らかなものにでき、田中のなかで天皇への直訴が具体的なイメージとして浮かんでくる契機が明白になると考えられるが本稿では詳細な分析はおこなわない。
 - ②5 1897（明治30）年10月に執筆された「憲法法律の保護なく訴えるすべなき被害民の救済につき請願書草稿」（『全集』第2巻、480～481頁）の一部分。
 - ②6 つぎの文章である。「我国憲法法律アレドモ法律ハ恰モ加害者ノ防禦ノ利器ニシテ被害民ヲ殺害スル凶器ノ如シ、如斯職權ヲ私用シ被害民ヲ此境界ニ陥ラシテヨリ被害民中激甚地ノ村落ヲシテ其損害要償ヲ司法裁判ニ提起スル能ハザル程ニ窮迫セシメタルハ如何」
 - ②7 たとえば同じ1900年2月の日記のなかでは、「市兵衛ノ犬」との表現が何度も用いられている（『全集』第10巻138頁）。また同年3月に発行された「女学雑誌」（第508号）に寄稿した文章のなかでいくつもの「犬の種類」があると書いている。
 - ②8 1900（明治33）年2月17日の「亡国ニ至ルヲシラザレバ之レ即チ亡国ノ義ニ付質問書」の理由に関する演説のなかで紹介された（『全集』第8巻）。
 - ②9 石井清蔵「義人田中翁と北川辺」（神岡浪子『資料近代日本の公害』、新人物往来社、1971年、156頁）。
 - ③0 「松本英一日記」（同上『資料近代日本の公害』、107～108頁）。
 - ③1 前掲『通史足尾鉍毒事件』、64頁。同様の評価は「正造の議会活動に呼応して」（前掲『田中正造』139頁）との表記にも見ることができる。
 - ③2 この文面につづけて、「不図小生過てり。凡よの中の乞食をして攻撃させんとしハ小生大過ち候」と書いている。
 - ③3 4月20日付で、「事實は四十里間ニ横ハリて証跡顯然たり。只ウラムラク被害地見分願の足らざるのみ。独り東京のみならず、山村の人、ニ至るまでも見分願をなすべし」と雲竜寺・庭田恒吉らに書き送っている（『全集』第14巻）。
 - ③4 9月15日付で、「請願之要旨ハ憲法之保護を受くるの一條を以足れり。其内ニ損害ハ含ミ居り候間、右ニ御唱導ニ而可然」と雲竜寺・関口幸八らに書き送っている（同上）。
 - ③5 10月28日付で「今回ノ請願ハ賠償ヲ要求スルニハアラスシテ、其道ヲ開ラクノ要旨ナリ。行政府ノ関門ヲ開キ開カセテ、夫レヨリ損害ニ至ルノ順序ナリ。法律ノ関門ヲ破ルノ事実ナリ。事実克ク明瞭タリ。漸ク門ハ開カレタリ。而テ国会ニ出ス願書ニハ将来善後ノ意見ヲモ添ヘザルベカラズ」と大出喜平らに書き送っている（同上）。
 - ③6 注27に同じ。
 - ③7 第3回目押出しにさきだって開かれた雲竜寺での会議では、「大運動」をすることが決められている（前掲『通史足尾鉍毒事件』、85～86頁）が、これは農民たちが考えた「大運動」であって田中が抱いているものとは合致しない。ここであえて「大運動」といっている点を考えると、農民たちは田中の「大運動」の必要性を聞いていたのかもしれない。
 - ③8 「足尾銅山鉍毒問題ノ請願ニ関スル質問書」（『全集』第8巻、195～197頁）。
 - ③9 『全集』第8巻、210～211頁。
 - ④0 萩原進『足尾鉍毒事件』（上毛新聞社、1972年）は群馬県側の実態を伝えている。
 - ④1 「室田忠七日誌」（東海林「足尾鉍毒事件における直訴の位相」118頁より引用）
 - ④2 前掲「松本英一日記」（114～115頁）
 - ④3 1896（明治29）年10月に雲竜寺に栃木・群馬両県鉍毒仮事務所を作ったのを皮切りに、翌年春には東京に鉍毒停止請願同盟事務所を設置したりしている。
 - ④4 森長英三郎『足尾鉍毒事件』上（日本評論社、1982年）159頁。

明治大学社会科学研究所紀要

- 45) 『全集』第2巻。
- 46) 前掲『足尾鉍毒事件』上, 165・173頁。
- 47) かなり長文になるため、本文で言及した点1カ所について紹介しておく。すなわち「我等被害民ガ行政府及帝國議會ニ捧呈セル憲法ノ保護及生命保護ノ請願ハ共ニ第十三議會ニ於テ兩院ノ採用セラレタルニモ拘ラズ、政府ハ此議決ヲモ無視シテ憲法上ノ保護ヲ為ササルニアラズヤ」(『群馬県議会史』第2巻)。
- 48) 前掲『足尾鉍毒事件』上, 171頁。
- 49) 栗原彦三郎『義人全集, 第4編, 鉍毒事件 下』(中外新論社, 1927年), 森長英三郎『足尾鉍毒事件』下, 田村紀雄『鉍毒——渡良瀬農民の苦闘——』[(新人物往来社, 1973年)。なおこれは1978年に『川俣事件——渡良瀬農民の苦闘——』(第三文明社, レグルス文庫)に改題されている]など。
- 50) 後年の1901(明治34)年10月24日, 田中は原田勘七郎にあてて、「歳費辞退の理由ハ解釈の出来るものハ日本ニ一人もなし。(中略)日本人も歳費の事の分るの日ニ至りてこそ, 日本の開発の機運ニ候」と書き送っている(『全集』第15巻, 333頁)。
- 51) 前掲『公害報道の原点』に初期議会からの田中の世論形成にむけた活動と, 各紙の報道姿勢などが詳しく論じられている。
- 52) 同上, 49～50頁。
- 53) 永島與八『鉍毒事件の真相と田中正造翁』(明治文献, 1971年, 399～401頁)。また同年5月24日の湧井藤七宛の手紙には「此間先頃より生ハ此三十四, 五日間渡良瀬川沿岸に出没いたし居り候」とある(『全集』第15巻, 148頁)。
- 54) たとえば永島與八(同上, 483～490頁。なおここには, 永島が賄賂を受けとったと田中から誤解されたとのエピソードも記されている)。
- 55) 木下尚江『神 人間 自由』(『木下尚江全集』第11巻, 教文館, 107頁)。
- 56) その意味で, これまで何人かが指摘したように, 直訴にいたる主体性は田中にあり, 石川半山はそれを実行にうつすきっかけを提示したということができよう。
- 57) 小松裕『田中正造選集』(以下, 『選集』)第4巻(岩波書店, 1989年)「解説」317～318頁。
- 58) これは第1議会において民党が破れたことを受け, 高田早苗の説を参考にして書いたものである。経過については坂野潤治(『選集』第2巻, 解説)を参照。
- 59) 軍艦建造を認めることを議会に求めながら, 行政費の削減に対しては, 政府提出原案のままでなければならず「一銭一厘」たりとも減額することができないと, 尾崎行雄の質問をうけて, 渡辺国武大蔵大臣が答えた問題。同上の『選集』解説を参照。
- 60) 同上, 317頁。
- 61) 『全集』第2巻, 203頁。
- 62) 同上, 362頁。
- 63) 小松は被害が深刻化していく時期に「天皇陛下ノ臣民」という言葉が氾濫するといひ, それは「まるで被害の深化と軌を一にするかのよう」に多用され, 1900年にピークに達するという(前掲『田中正造における天皇と憲法』, 75頁)。
- 64) 藤田省三は, 「家族国家観」は「国家を『家』の延長拡大として理解させようとするものであるから, 天皇は大家長であり, 『臣民』は天皇の『赤子』となる。(中略)このような家族国家観が, 天皇制統治構造のイデオロギッシュな側面として形成されたのは, 天皇制が自己の権力を確立し, しかも同時に社会主義勢力の抬頭によって, その基礎をゆさぶられはじめた明治三, 四〇年代であった」と書いている(藤田省三『天皇制国家の支配原理』第2版, 未来社, 1966年, 192頁)。
- 65) たとえば1893(明治26)年11月5日の「和協の大意」という演説では, 懇親会の終わりに天皇陛下万歳を唱えるさいに, 起立しないものがあるがこれではいけないと述べている(『全集』第2巻)。あるいは同年12月13日の議会発言で, 「愛国ト云ヒ勤王ト云ヒ皆立法者タルモノ、最モ遵守セザル可ラザル所ノモノニシテ皆無形ノ

第37巻第2号 1999年3月

モノナリ」といっている（『全集』第7巻）。なお第1章で紹介した「昔話」では、田中自身が言葉をえらんで明確にしているが、勤王派に近いことをにおわせている。もっとも「昔話」が連載された1895年という時期を考慮する必要がある。

- 66) たとえば田中が寄稿した1900年3月25日号の「女学雑誌」には「陛下の臣民」ということばがくり返されている。
- 67) 田中が第2回議会で はじめて足尾鉍毒問題について質問書を提出したときには、「日本臣民ハ其所有權ヲ侵サルコトナシトアリ」としたように、「臣民」が使われていたことはまちがいない。だがその後の質問では「人民」が使われることが多い。
- 68) 布川了「田中正造直訴の真相」（渡良瀬川研究会『田中正造と足尾鉍毒事件研究』第8号，論創社，1989年）49頁。
- 69) この点で、「直訴状」という表記は適切ではないかもしれない。だが本稿では、天皇に直接アピールしたという意味で「直訴」という言葉を用い、その直訴内容が書かれた書状であるから「直訴状」のことばを使っている。

（こにし とくおう）